

予算特別委員会会議録

日時 平成20年3月18日（火） 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後5時18分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 臼井 成夫
副委員長 皆川 巖
委員 渡辺 亘人 大沢 軍治 森屋 宏 浅川 力三
保延 実 山下 政樹 鈴木 幹夫 望月 勝
河西 敏郎 岡 伸 金丸 直道 進藤 純世
武川 勉 丹澤 和平 小越 智子 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 芦澤 薫
総務部長 古賀 浩史 知事政策室長 小松 重仁 企画部長 新藤 康二
県民室長 輿石 和正 福祉保健部長 中澤 正史 森林環境部長 今村 修
商工労働部長 横森 良照 産業立地室長 廣瀬 正文 観光部長 進藤 一徳
農政部長 遠藤 順也 土木部長 小野 忠 教育長 ・ 瀬 孝嘉

議題 第22号 平成20年度山梨県一般会計予算
第23号 平成20年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第24号 平成20年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第25号 平成20年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第26号 平成20年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第27号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第28号 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第29号 平成20年度山梨県県税証紙特別会計予算
第30号 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算
第31号 平成20年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第32号 平成20年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第33号 平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第34号 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算
第35号 平成20年度山梨県営電気事業会計予算
第36号 平成20年度山梨県営温泉事業会計予算
第37号 平成20年度山梨県営地域振興事業会計予算
第38号 平成20年度山梨県営病院事業会計予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 総括審査日程表により、3月17日(月)に引き続き、午前10時03分から午前11時34分まで自由民主党の質疑を行い、休憩をはさみ、午後1時03分から午後2時04分まで自民党新政会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ、午後2時22分から午後3時13分までフォーラム政新、午後3時13分から

午後3時53分まで自由民主党輝真会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ、午後4時13分から午後4時42分まで日本共産党、午後4時42分から午後5時12分まで市民21の質疑を行った。

その後、討論及び採決を行い、午後5時18分に閉会した。

主な質疑等

質疑

（特別養護老人ホーム整備費補助金について）

河西委員

予算概要の70ページの特別養護老人ホーム整備費補助金について伺います。

平成18年度から市町村が進めている地域密着型サービスの整備も、介護サービスには大変重要だと考えていますが、この促進について、県はどのように支援をしていくのか、特養等の施設整備も含めて知事に伺います。

横内知事

お年寄りが住みなれた地域で生活を継続できるように、現在、市町村が中心となって地域密着型サービスの整備を進めています。県としてもこの整備の促進を図っていきたいと思っており、このため、市町村に対して、市町村介護保険事業計画策定への支援や事業者の公募、選定に当たっての助言、また、市町村が行う事業所の選定、指定や指導監督業務等の支援などを実施しています。

今後も地域密着型サービスが円滑に整備されるように、県としても市町村と一緒に努力していきたいと思っています。

（県立美術館開館30周年記念事業について）

河西委員

平成21年度からの介護保険の事業の支援計画は、来年度に計画を策定すると聞いていますが、要介護者が必要な介護サービスを受けられるよう、引き続き県も体制の整備に取り組んでいただきたいと思います。

次に、予算概要92ページの県立美術館開館30周年事業について伺います。県立美術館は、昭和53年に開館して以来、ミレーの美術館として、県内はもとより全国から大勢おいでいただいていたわけですが、30年経過してくると、常設展示等もマンネリ化してきたような気がします。ピーク時の昭和63年には47万人という大勢の来館者がいたわけですが、昨年度は10万人を割ってしまったということです。また、県内にありながら、この美術館にミレーの絵があることも知らない若者がふえている現状がありますが、このような状況を打開するため、30周年記念事業は大変重要なことだと思っています。この事業は具体的にどのように取り組んでいくのかお聞きします。

・瀬教育長

30周年記念事業としては、ミレー館の整備、ミレーなどの新たな作品の購入、芝生広場へのビッグ・アップルの設置、記念式典、記念講演の実施、県内で活動する作家によるアートクラフト市の開催の5つの事業を予定しています。

なお、これらの記念事業に加え、30周年にふさわしい企画展も開催していきます。

河西委員

30周年の目玉はミレー館の整備だと思われませんが、その改修費として計上されている約1億2千4百万円で、具体的にどのような改修をするのでしょうか。また、ミレー館のコンセプトを教えてください。

・瀬教育長

開館以来、本館の常設と企画の展示室の利用形態は変わっておらず、また、平成16年に増設した南館の常設展示室との動線の悪さが利用者から指摘されてきています。そこで、3つの展示室すべてを模様がえし、展示壁の移設や、照明装置の改修などを順次行いながら、本館の常設展示室はミレーとバルビゾン派の作品を一堂に展示するミレー館として独立させ、本館の企画展示室はミレー館とあわせて常設展示室として活用し、観覧者の動線を改善していきます。南館は新たに企画展示室として利用を図り、これにより観覧者の利便性を一段と向上していきます。

また、ミレー館のコンセプトにつきましては、世界的にも質の高いコレクションを常時観覧できる、いわば毎日が特別な企画展ということになります。

なお、写真や解説パネル等を活用して、展示方法を工夫するとともに、手で触れるミレー絵画の設置や、新たに学芸員によるギャラリートークを行うなど、おもてなしの向上にも努めていきます。

河西委員

質の高いコレクションを展示するということですが、県立美術館のミレーコレクションの今までの購入額と現在の評価額はどのようになっているか教えてください。

・瀬教育長

昭和53年の開館時に購入した「種をまく人」が約1億6百万円、また、平成10年の開館20周年に購入した「鶏に餌をやる女」が約3億1千2百万円、そのほか「夕暮れに羊を連れ帰る羊飼い」や「落穂拾い、夏」を含め、ミレーの油彩9点で合わせて約11億6千2百万円です。なお、これらの作品は、現代では購入時の10倍以上の価値があると言われていています。また、これらミレーの一流のコレクションは、オルセー美術館やボストン美術館と比較しても遜色ないと考えています。

河西委員

こういうものはお金ではかれるものではありませんが、県の財産と同時に国の誇りだと思います。ありがとうございました。

次に、美術館の企画展費用として約8千万円計上をしていますが、この主な企画展の特徴と、30周年を契機に、今後どのような企画展を展開していくのか教えてください。

・瀬教育長

来年度は30周年にふさわしい企画展を予定しています。例えば、春は「田園讃歌 近代絵画に見る自然と人間」展、モネの「積みわら」や、ミレーの「落穂拾い、夏」などの名品を中心に農耕と収穫をテーマにして、自然と人間との関係を改めて考察します。自然に恵まれ、農業を基幹産業とする本県にとって、意義のある巡回展となります。

秋は「県美30年の歴史 わたしが選ぶこの一点」。県民のアンケートをもとに応募の多かった作品を中心に展示し、来館者の声も展示に反映しながら県美の30年を振り返ります。

なお、夏休みの特別企画として、アンパンマンの生みの親であります「やなせたかしの世界」展を開き、親子で楽しめる催しも開いていきます。

また、今回の改修で、設備の整った南館を企画展示室として利用することにより、海外の貴重な作品を借用した集客力のある企画展を誘致していくこ

とにしています。

河西委員

本会議の教育長の答弁にもあったように、ミレー館の開館にあわせて新たな作品を購入していくということでしたが、今、海外を含めて情報を広く収集しているということだと思います。この購入の方針と現在までの情報の収集状況はどうか、また、予算額や購入点数等について教えてください。

・瀬教育長

昨年夏から本年2月にかけて、海外の画廊も含め、作品の情報を広く収集してきました。購入方針は県立美術館のコンセプトにふさわしい、ミレー及びバルビゾン派の作品であること、30周年にふさわしい作品であることを掲げ、情報収集の結果、9社から60点の情報が集まりました。

予算額は美術資料取得基金、約2億1千万円の範囲内で購入することとし、ミレーを含めて二、三点の購入も想定しています。

河西委員

60点ほどの候補があるということですが、差しさわりのなければ、どんな作家の作品があるのかお聞かせ願いたいと思います。

・瀬教育長

60点の内訳は、ミレーの作品が10点、バルビゾン村で活躍したコローやルソー、トロワイヨンなど、「バルビゾンの7星」と呼ばれる作家の作品が27点、また、クールベなど、バルビゾンの7星以外の作家の作品が23点です。

河西委員

今後の作品の購入のスケジュールを教えてください。

・瀬教育長

3月から7月にかけて専門委員会で作品を絞り込み、鑑定、評価書を作成します。8月以降、購入予定業者と契約の手続きをして、平成21年1月のミレー館オープンにあわせて作品を披露します。

河西委員

専門委員会で選定するということですが、大きなお金を使うものですから、この選考過程をある程度県民にわかるようにした方がいいと思いますが、そのような考えはありますか。

・瀬教育長

選考過程での個別の候補作品の公表には、適正な価格での購入に支障が生ずること、落選した作品の所有者に対し、その後の不利益が生じることが想定されることから、契約後において可能な範囲内で選考過程を公表していく考えです。

河西委員

全国に誇る県立美術館の30周年記念を契機に、再度、見直されるようなすばらしい県立美術館になるように事業を展開していただきたいと思いません。

質問を終わります。ありがとうございました。

（技術系人材確保・育成対策プロジェクト事業について）

望月委員

予算概要の47ページの技術系人材確保・育成対策プロジェクト事業についてお伺いします。

本県の最近の有効求人倍率を見ますと、昨年6月が1.14倍で昨年度のピークとなり、その後、12月には1倍ちょうど、本年1月には0.99倍で1倍を切っています。そうした中であっても、専門技術者は相変わらず高

い水準で推移しており、1月でも2.28倍の求人となっています。また、企業の社長さん方からは、山梨に魅力は感じているが、技術系人材の確保が難しいため、本県への立地を考えると、消極的になるとの話をよく耳にします。また、さきに知事が掲げる産業立地施策では県下22か所88ヘクタールを重点促進区域に定め、地域に適した企業誘致を今後、積極的に取り組むとのことであり、大きな期待を寄せるところですが、県内経済の活性化に向け、知事の政策の大きな柱である企業誘致を進める上で、今日大きな課題となっている技術系人材の確保、育成対策について幾つかお伺いします。

まず現状において、県内企業はどのような技術系職種の人材をどのくらい必要としているのかお聞きします。

横森商工労働部長 1月の有効求人倍率における技術系の人材については、望月委員がおっしゃったとおり2.28倍という高い状況であり、この1月の山梨労働局の集計によると、製品の開発あるいは設計、品質管理などに携わる高度な技術を要する専門的技術系職業の求人、求職については、機械、電気技術者が240名になっています。また、情報処理技術者が約120名程度になっており、合わせて技術者360人程度が必要だという状況で、これに加えて企業誘致が進んでいくと、さらに技術者が必要になると見込んでいます。

望月委員 今、説明をいただき、企業が必要とする人材、また、特別な高度技術が必要なのはわかりますが、企業は人なり、人あつての企業ではないかと思えますし、また、これから県下地域格差のない経済発展を図るためにも企業誘致を促進していくと思えますので、その中で企業ニーズにこたえる人材確保をお願いします。

次に予算の内容を見ますと、総額1,900万円のさまざまな対策が計上されていますが、この中で特に重要視している対策は何かお伺いします。

横森商工労働部長 当初予算の中で技術系人材確保・育成対策プロジェクトとして、一つは、県内における技術系人材の確保。それから、県外におきます技術系人材の確保。それから企業の人材育成に対する支援対策の3つの柱を総合的に実施していこうと考えています。

まず、県内における人材確保対策として、山梨大学と緊密に連携をとる中で、キャリアカウンセラーが就職相談や情報提供を行うジョブカフェランチという事業も実施して、県内の就職に結びつけていきたいと考えています。

また、県外における人材確保対策としては、東京事務所の中に山梨U・Iターン就職支援室を設置して、首都圏の技術系大学などからの人材確保や、本県出身大学生などに対して、県内企業の情報や就職情報を提供するコースバンクやまなしを開設して、Uターン就職にも結びつけていきたいと考えています。

また、人材育成支援対策として、企業ニーズに応じたオーダーメイド型の訓練を実施するとともに、時間的に余裕のない企業に対しては、夜間訓練や出前技術講座など、多様な職業訓練を実施していきたいと思っています。

また、産業技術短期大学校と工業系高校との連携強化を図り、実質的な高等専門学校と同様の教育プログラムの提供に向けて検討していきたいと思っています。

こうした取り組みを総合的に推進することにより、企業が必要とする人材の確保、育成を支援していきたいと思っています。

望月委員

今、説明をいただき、人材確保に対する心意気を承知しましたが、少子化の中で特に県内の人材確保については限りがある中で、県外からのU・Iターンを促進して、高度技術者を山梨県に何とか誘致する積極的な対策をこれからもお願いしたいと思います。

次に、私の出席した会議などでは、企業の方々から人材確保・育成を図るため、高等専門学校設置の強い要望を聞きますが、教育委員会ではどのように認識しているのか伺います。

・瀬教育長

高等専門学校の設置については、全国的に整理統合の方向にあり、新たな設置は困難な状況です。教育委員会としては、工業系高校と産業技術短期大学校との連携を強化して、県内企業のニーズにこたえていく方向で商工労働部と協議を進めていく所存です。

望月委員

教育長の答弁を聞き、高等専門学校の状況等も理解できますが、産業短期大学校や工業高校等の現在の状況の中で、教育委員会として連携強化しながら高度技術を進めていく方向ということですから、企業ニーズにこたえるためにも努力していただきたいと思います。

次に、高等専門学校についての認識は、説明を聞いて理解できましたが、いずれにしても若者のものづくり離れが進んでいます。こうした状況の中で、職業観を持たせる教育を子供に対してしっかりと行うべきと思いますが、その点についての取り組みをお伺いします。

・瀬教育長

社会人、職業人として自立していくためには、子供たち1人1人の職業観、勤労観を育てるキャリア教育を初等教育の段階から体系的に指導していくことが大切だと考えています。小学校段階では職場見学が、中学校段階では職場体験活動が、高等学校では就業体験活動、インターンシップが多くの学校で実施されています。また、ものづくりに関連した事業として、高校と産業界が連携して、ものづくり人材育成のための専門高校地域連携事業を平成19年度から実施しています。また、食・くらしを支える専門的職業人育成事業を平成20年度から実施します。なお、県内企業の理解と人生設計を考えることを目的とした教材、例えば「山梨に生きる」のような教材を開発し、教育課程の中に位置づけて指導していくこととしています。

望月委員

教育長の説明をいただき、小中高、それから産業界が入った一貫性のあるものづくり教室を体験学習も含めながら進めて、将来、企業に必要とされる人材を確保するために取り組んでいきたいという考えがわかりました。努力をお願いしたいと思います。

次に、本会議における知事答弁は、産業技術短期大学校と工業高校の連携を強化して、実質的に高等専門学校と同様な教育プログラムの提供に向けて検討を行うとしていますが、具体的な考えを伺います。

横森商工労働部長

高等専門学校では実践力と創造力を兼ね備えた高度な技術を身につけた人材の育成を目指しています。一方で、産業技術短期大学校では製造現場で即戦力となる実践的技術者を育成しています。産業技術短期大学校の年間の授業時間は大幅に高専を上回っており、特に実習時間については、高専に比べて非常に多いという長所もあります。この長所を生かしながら、より高い教育内容を提供できるように検討していきたいと考えており、工業系高校、産業技術短期大学校、それから教育委員会などを含めて、去る2月に検討委

員会を立ち上げたところです。

その中で出ている話ですが、具体的には工業系高校、あるいは産短大双方に連携型の教育コースの設置をすること、また、工業系高校で履修した専門科目や実習についての産短大での免除とか、産短大で免除した科目にかわる高度な課題の提供、また、産短大には普通高校からの卒業生が大分多いわけですが、そういう方々については、専門課程で工業系高校出身者に早く追いつくための補修や個別指導の実施などを平成20年度に本格的に検討していきたいと思っています。

望月委員

的確な答弁をお聞きして、技術系人材を求める県内企業のニーズに迅速にこたえ、ものづくり将来を担う優れた人材を育成するための県の取り組みを高く評価し、大いに期待しますが、最後に取り組みへの知事の意気込みを伺います。

横内知事

本県は我が国の中でも機械電子産業をはじめとする先端的な産業がかなり集中的に立地をしている地域です。したがって、本県の発展のためには、そういった既存の先端的な企業の一層の振興を促進をしていくと同時に、新しい企業の誘致を進めていくことが必要不可欠ですが、本県に既にある企業の皆さんも、また、本県に立地しようとする企業の皆さんも、一様におっしゃるのは、山梨の場合には、非常に技術系人材の確保が難しいということです。これは非常に本県の未来にとってゆゆしいことですので、今回、関係者が集まって技術系人材の確保策について総合的な検討を行うため、幾つかの施策を進めていくことにしました。

来年度予算もかなりお願いしていますので、これらの施策を力強く進めていきたいと思っています。

望月委員

どうもありがとうございました。将来の山梨の展望に未来が開けるような企業立地ができますように、知事また職員の皆さんの努力をお願いして質問を終わります。

（中小企業近代化資金特別会計の高度化資金について）

保延委員

過日の決算特別委員会でも大分、話題になりましたが、予算概要13ページの中小企業近代化資金特別会計の高度化資金について幾つか伺います。

まず、中小企業高度化資金とはどういったものか伺います。

横森商工労働部長

中小企業高度化資金の内容ですが、これは中小企業者の経営基盤の強化を図るために共同で工業団地等の建設を行う事業に対して、土地の購入や建設資金の一部を県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が財源を出し合い、長期で低利な融資をする制度であり、市街地に散在している工場や店舗などを集団で移転して、公害の問題のない地域に工業団地をつくるとか、あるいはショッピングセンターを建設するといった事業が代表的な高度化事業です。

保延委員

設備投資に当たって、土地の購入を含めた資金を長期間低利で貸してくれる制度とのことですが、これまで多くの団体が利用をしてきたと思います。これまでの利用状況と現在の貸付残高等について伺います。

横森商工労働部長

高度化事業については、昭和38年度に制度が発足して、本県では昭和42年度から貸し付けを実施しており、これまでに93団体、761億円余り

の貸付金になっています。工業団地や卸売団地を初めとして、ショッピングセンターや商店街アーケードなどの設備の推進に利用されています。中小企業近代化資金の現在の残高ですが、本年2月1日現在で211億円余りになっています。

保延委員 そのうち特に償還が滞っているものは大体どのくらいありますか。

横森商工労働部長 いわゆる不良債権というものですが、中小企業基盤整備機構では、これを2つに分けており、団体が破産や銀行取引停止になっているものを破綻先債権としています。もう一つ、最終償還期限までに返済が見込めない、破綻が懸念されるものを破綻懸念先債権と言っていますが、本県の不良債権については、2月1日現在で破綻先債権としては3団体57億円余り、破綻懸念先債権としては4団体54億円余りで、合わせて7団体、111億円余りです。

保延委員 高度化貸金の貸付残高211億円の約半分の111億円が不良債権ということですが、不良債権となった原因を県ではどのように考えていますか。

横森商工労働部長 不良債権となった原因ですが、業種や個々の組合によってさまざまで、不良債権の大部分がバブル経済が崩壊した直後に計画されたものが多く、平成3年から平成7年にかけて計画されたものです。その原因としては、長引く景気の低迷を想定できなかったこと、また、製造業については海外生産へのシフトによる受注減や受注単価の引き下げなどによる収支の悪化です。また、小売業については、郊外への大型店の出店や商品販売額の落ち込みなどではないかと思っています。

保延委員 長引く不況や企業が海外へシフトしてしまったといった原因はあると思いますし、一たんは理解できますが、111億円の不良債権は大変な額ですから、貸し付けるときの審査や将来の展望などの見通しが甘い査定だったのではないかと個人的には思います。いずれにしてもこういった事態になってしまったわけですので、今後、この多額の不良債権をどのように処理していくのか、具体的な進め方を聞かせてください。

横森商工労働部長 不良債権については、全国的にも大変問題になっており、この制度を所管している中小企業基盤整備機構から不良債権処理の促進を図るよう、強い要請が来ています。本県においても、不良債権が融資残高の約2分の1と多額であり、大きな課題だと思っています。このため本年2月に、破綻先1団体と破綻懸念先4団体について、債権管理回収業務専門機関の株式会社整理回収機構、通称RCCと申しますが、そこに業務委託を行い、本年度中に債権管理回収計画等を策定してもらうこととなっています。

このうち、破綻先債権として55億円余りを占めている味のふるさと協業組合については、平成14年に破綻した後、債務引受会社に資産を譲渡したわけですが、本年度の約定償還が困難であり、また、債権額が大変大きく将来的な償還見込みが立っておらず、中小企業基盤整備機構からこの回収処理をするべきだという指導を受けていますので、現在、専門機関による債務者との直接交渉を行っており、来年度も引き続き業務を委託して、債権の回収を行いたいと思っています。

平成20年度については、この味のふるさと協業組合を含めて、破綻先債権3件について業務委託を行う予定です。平成6年に破綻した、協同組合コ

ウフシティジュエリーセンター、また、平成18年に破綻した甲南食品協業組合についても、連帯保証人等への回収交渉を進めていきたいと思っています。

なお、最終償還期限までに返済が見込めない破綻懸念先の4団体ですが、これは本年度中に策定する債権管理計画を踏まえ、中小企業基盤整備機構と今後の債権管理のあり方について方向づけていきたいと思っています。

臼井委員長 答弁者に申し上げますが、限られた時間ですから、できるだけ簡潔に、わかりやすい答弁をしてください。

保延委員 多額の債権回収を整理回収機構、RCCに委託して進めていくということですが、委託先であるRCCは債権者への対応が大変厳しいと聞いています。RCCという回収機構は具体的にはどういった会社ですか。

横森商工労働部長 政府、日銀等が出資して設立された預金保険機構の100%出資による会社で、主な業務は、旧住専や破綻した金融機関から買い取った債権の回収などです。

保延委員 債権管理回収業務を整理回収機構に委託するに当たり、県では債権回収の見通しをどのように見ているのでしょうか。

横森商工労働部長 効果的な回収方法などについて、現在委託先の整理回収機構においてさまざまな観点から調査中です。今後、債権管理回収計画が提案されてくると思っており、この計画を基本として、債権回収や、必要に応じた再生支援を中小企業基盤整備機構と相談の上で行っていききたいと思っています。

（土地開発公社経営再建事業について）

保延委員 高度化資金は、財源を県と中小企業基盤整備機構で出し合っているとのことですが、いずれにしても貸付の財源は県民の血税ですから、回収には全力を挙げて取り組んでもらうことを要望して、この質問は終わります。

次に、予算概要23ページの土地開発公社経営再建事業について伺います。

まず、行政改革大綱に米倉山造成地の債務処理を行うという位置づけについて、改めて基本的な考え方を伺います。

新藤企画部長 県財政の改革の柱である県債等残高の削減に向けては、県債や企業債残高の削減に加えて、出資法人に対する債務保証等を減らしていくことも重要と考えています。米倉山造成地の借入金については、県が債務保証を行っており、公社の経営健全化を図るためにも抜本的な対策を講ずる必要があると思っています。

さらに造成地の利活用の面においても、県が主体的に多様な活用を行えるよう、県が取得することが適当と考えており、こうしたことから、この際、米倉山にかかわる債務を処理することとし、造成地を県が購入することとしました。

保延委員 土地開発公社が行ってきた米倉山の造成事業の総事業費は150億円を超えているとのことですが、これまで一般会計から130億円と土地開発基金からの20億円の無利子貸付によって「血どめ策」を行い、金利負担による簿価の上昇を抑えてきたことを承知していますが、今般計上されている予算

は、経営再建支援補助金22億円と経営再建事業資金貸付金86億円となっています。債務処理がどう進められていくのか、処理策の全体像について伺います。

新藤企画部長

丸めた数字で答えさせていただきますが、米倉山造成地にかかわる総事業費の額は約152億円です。今回、この152億円を対象に処理策を進めるものであり、債務削減の仕組みについては、行革大綱でも定めているとおり、まず県が土地開発基金でこの造成地を約42億円で購入します。これは基金の運用であるため、今回の予算には計上されていませんが、不動産購入の件として今議会へお諮りしています。

次に、この152億円から42億円を除いた残りの110億円余です。この処理については、今後の財政負担の平準化も考慮して、平成49年度までの30年間で補てんを行っていきこうと考えています。このため、初年度に当たる平成20年度については、土地開発基金からの繰入金20億円と一般財源の2億円を合わせた22億円を経営再建支援補助金として予算計上させていただきますところ です。

さらに、このように計画的に処理していくためには、前年度の貸し付けの金額と、当該年度に補てんした額との差額について、引き続き無利子貸付を行っていききたいと考えています。平成20年度においては、この土地の取得と補助により、削減される債務は63億円余となり、残りの86億円余について単年度無利子貸付を行うものです。平成21年度以降は、この経営再建支援補助金と単年度の無利子貸付の2本立てで処理を行っていききたいと考えています。

保延委員

いずれにしても、この造成地は44ヘクタールを超える広大な土地でもあります。長期的な視野に立って、有効な利用活用が図られるべきであると思います。知事は12月議会でリニア中央エクスプレスの具体化などの有利な状況を踏まえて検討していくといった答弁をされたと思います。これは具体的にはどういうことなのか、また、これまでの検討状況がありましたら、具体的な今後の活用方策と併せて教えてください。

横内知事

米倉山の活用策は県政の重要な課題として取り上げてきました。いろいろな活用策の検討や企業誘致等も行われましたが、実現を見ずに今日に至っています。しかし、委員の御指摘のように中部横断自動車道実現の可能性が確実になる、あるいはリニア中央新幹線実現の可能性もまた確実になってくると、近年状況が変わってきています。とりわけリニア中央新幹線が実現することになると、東京との時間距離が15分ということになりますので、そうなるとう米倉山の条件や評価も大きく変わってくるわけです。

したがって、立地条件を変えていくプロジェクトが具体化する状況を見ながら活用策を考えていくことが適当ではないかと思っています。今の段階でまだ具体的にどうするということを決めている状況ではありません。

保延委員

それでは、時間でありますので質問を終わります。

（乳幼児医療等窓口無料化事業について）

浅川委員

乳児医療費と助成制度の窓口無料化について伺います。乳幼児疾病の早期発見と早期治療、ひとり親家庭や重度心身障害者の健康福祉の向上、また、それぞれの経済的負担の軽減を目的とした乳幼児、ひとり親家庭、重度心身

障害者の3医療費への県単独助成制度の窓口無料化については、県民の長年の願いでした。横内知事の決意により、ここに所要額が予算案として計上されたことを県議会議員として、また県民の1人として喜びつつ、その内容について質問します。

3医療費の助成制度については、償還払い方式ではありましたが、これまで無料化されてきました。このたび、これを窓口において無料化することを決断された理由は何か、改めて知事の考えを伺います。

横内知事

御指摘のように現行の制度は償還払い方式であり、窓口で一たん負担額を払って、後で払い戻してもらうという制度ですが、しかし、この償還払い方式では手続にも時間がかかったりすることから、特に、子育て中の母親の皆さんからは、かねてからぜひ窓口無料化を進めてもらいたいという強い要望がありました。また、市長会や町村会においても、平成18年度の県への施策要望の中で、窓口無料化が要望されてきました。そこで今回、乳幼児と重度心身障害者、ひとり親家庭について窓口無料化を実現することにしました。

浅川委員

これまでの償還払い方式では子育てや身体のハンディキャップなどから、市町村役場に赴いて手続をとることは大変難しかったのではないかと思います。乳幼児、ひとり親家庭、重度心身障害者への医療費の助成について、手続面での簡素化を図ってもらい、大変感激しました。

次に、利用しやすい給付方式ということで予算的裏づけも必要となることから、予算額がふえています。予算の積算に当たっては、医療費の伸びをどの程度見込んでいるのか伺います。

中澤福祉保健部長

窓口無料化にしますと、医療費が増加する傾向ですので、近年窓口無料化を導入した他県の実績に基づき予算を算定させていただいています。

乳幼児医療は50.3%増、ひとり親家庭医療費は67.5%増、重度心身障害者医療費は28.5%という数字で積算しています。

浅川委員

次に、乳幼児医療費についてです。乳幼児医療費への補助については、昭和48年に1歳未満の乳幼児を対象として始まったものと聞いています。また、平成8年度には対象年齢を3歳未満に、平成12年度には保護者一部負担金を設けた上で、現在の通院は5歳未満児、入院は未就学児とされたと承知しています。このたび、乳幼児医療費については、窓口無料化にあわせて保護者一部負担金を廃止すると聞いています。このことによって、利用者には窓口無料化の実感が増すものと考えられますが、保護者一部負担金の廃止による県の負担増はどのくらいか伺います。

中澤福祉保健部長

乳幼児医療費における保護者一部負担金は乳幼児1人につき月額700円という制度でした。保護者一部負担金の推計総額は県全体で1億6千万円を推計しており、うち2分の1が県の補助分です。このため、保護者一部負担金の廃止による県の負担増は8千万円と推計しています。

浅川委員

総額にすれば相当の額になり、子育て家庭の経済的負担の軽減の面でも大変意義があるため、保護者負担金の廃止についても歓迎したいと思います。

次に、3医療費の窓口無料化の具体的な質問に入ります。制度の実施を財政負担の面で考えると、窓口無料化の実施体制は市町村ですから、県の予算と同様に市町村の予算もふえるのではないのでしょうか。市町村財政も厳しい

と思いますが、県ではこの市町村の負担の軽減についてどのように取り組むのか伺います。

中澤福祉保健部長 市町村は、医療費分の2分の1とあわせて無料化によって新たに審査支払い手数料が必要になります。これは、診療報酬支払い基金と国保連合会に払うものです。また、窓口無料化をしますと、医療費が増加することから、医療費の増加を抑制する国の方針に反することであり、市町村が受け取る国民健康保険国庫負担金がペナルティーで減額され、これも市町村の負担となります。この2つのそれぞれ2分の1を補助して、市町村の財政負担の軽減を図っていきます。

浅川委員 市町村への財政負担の軽減の仕組みはわかりました。それに必要な県の予算は具体的にどのくらいなのか伺います。

中澤福祉保健部長 今回の予算でお願いしている市町村財政負担の軽減のための補助金額分は4億5千9百万円です。内訳は、審査支払い手数料への補助が9千4百万円、また、国民健康保険国庫負担金等の減額調整分への補助金が3億6千5百万円です。

浅川委員 これまでの説明から、医療費自己負担分や審査支払手数料、国民健康保険国庫負担金等減額調整分への補助総額が、この予算概要書に載っている額とすると、平成20年度の3医療費への補助額は本年度と比べるとどれほどふえるのか伺います。

中澤福祉保健部長 平成19年度の3医療費の補助総額ですが、推計18億百万円余りで、平成20年度は11億9百万円増の29億1千万円をお願いしています。
内訳ですが、乳幼児医療費分が7億6千8百万円で、3億5百万円の増、ひとり親家庭医療費への補助金が2億4千7百万円で、1億1千7百万円の増、重度心身障害者医療費分ですが、18億9千5百万円で、6億8千7百万円の増となっています。

浅川委員 国民健康保険国庫負担金等の減額調整分への助成額が大きく、驚きを禁じ得ません。いわゆる国保ペナルティーは地方自治体にとって大変厳しい国の措置ではないかと思いますが、県ではどのように考えているのか伺います。

中澤福祉保健部長 国では、県の単独医療費助成制度の窓口無料化により、医療費の総額や国民健康保険の国庫負担金が増えるということで、ペナルティー、減額調整を行っています。具体的には、国民健康保険において、基本的には医療費の自己負担分は3割で、残りを国保会計で賄うことになっていますが、この国保の分の100分の47の公費負担分を対象に最大で15.7%減額され、市町村への交付が減るという仕組みになっています。この3医療費の助成に当たり、市町村へのペナルティーがあることは、住民の要望に基づく施策実現の障害となっています。
このため、知事も直接厚生労働省に要請するなど、あらゆる機会を通じて国に廃止の要望を行っています。

浅川委員 3医療費の窓口無料化については、県や市町村が真剣に取り組んでいるところであり、地方のこのような取り組みに対して国が財源を調整するという

形でこたえるのはいかなものかと思えます。今後も引き続き減額調整の廃止などについて国に働きかけていてもらいたいと思えます。

最後になりますが、これまでの説明で県の予算内容はわかりましたが、4月1日から全市町村で窓口無料化を実施できるのか伺います。

中澤福祉保健部長 市町村では4月1日からの窓口無料化に向けて、これまで受給者証の発行や住民への制度の周知、あるいは電算処理システムの改修など、準備を順調に進めてきました。

また、2月15日に市町村に対して調査させていただいたところ、3つの制度ともすべての市町村でこの4月から実施するという回答もいただいています。また、調査日以降、全市町村を訪問させていただき、準備状況を改めて確認しましたが、予定どおり4月1日からできるという確認をさせていただいています。

浅川委員

頑張ってくださいと思います。3医療費窓口無料化については県民、市町村住民から多くの期待が寄せられています。県と市町村が両輪となって連携を密にしながら進めていてもらいたいと要望して終わります。

（観光の振興について）

大沢委員

これから質問していくわけですが、まずもってお断り申し上げておきたいと思えます。

きのう、きょうと予算委員会が開かれ、きのうの予算委員会の状況について、各報道機関は余り芳しく書いてありません。本県においては日銀の総裁の問題や道路特定財源、あるいは年金という大きな問題がないですから、それぞれの報道機関は国会のような丁々発止の姿をイメージしていただろうと思えますが、私たちもやはりこの山梨県に生きてよかったという県民の気持ちを踏まえた20年度当初予算のみについての質問ですので、我々も質問通告があり、また、答弁側もそれぞれに原稿があると思えますが、なるべく簡単に御答弁いただきたいと、まずお願い申し上げて質問に入らせていただきます。

まず予算概要106ページの国際観光トップセールス事業についてです。昨年1月から施行されている国土交通省の宿泊者数の調査によれば、本県の場合、中国からの宿泊者が最も多く、台湾や香港を含む中華圏からの宿泊者数だけで外国人宿泊者数の7割以上を占めていると聞いています。また、2009年3月の富士山静岡空港の開港や、2010年の羽田空港の再拡張に伴う国際定期便やチャーター便の就航が見込まれ、今後、中国をはじめとする東アジアからの誘客がますます重要な課題となってくると思えます。

こうした中、山梨、静岡、神奈川の3県の知事が合同で中国上海においてトップセールスを行うと聞いていますが、そのねらいと効果を伺います。

進藤観光部長

本県の観光振興を図る上で、東アジアをメインターゲットとした国際観光の振興は極めて重要と思っています。中でも、上海は中国最大の国際経済都市として発展し、今後も2010年の万博の開催を契機に高い経済成長が期待される状況にあります。このため、来月の下旬、上海市を山梨県知事、静岡、神奈川の3県知事が訪れ、行政トップとして観光交流に関する協議や、旅行会社、マスメディアに対して3県知事の観光プロモーションを行うこととしています。

富士山を取り巻く3県の多様な観光資源の魅力の紹介や、富士山静岡空港

及び羽田空港を起点とした新たな周遊ルートの提案を行うことなどにより、観光客を富士北麓地域を初め、県下全域へ誘客し、そして宿泊客を増大するといったねらいを持っていきたいと思っています。

今後は、今回のトップセールスをもとに中国政府の関係者、上海政府の当局者、マスメディア、旅行関係者との連携を深めることにより、中国市場から山梨県への一層の観光客の誘客を図れるものと期待しています。

大沢委員 横内知事のこのトップセールスに対する意気込みを伺いたと思います。

横内知事 去年の秋、3県知事会議があり、その場で3県知事によるトップセールスをやったかどうかと提案したのが山梨県です。そんな経緯もありますので、山梨県としては力を入れて取り組んでいかなければならないと思っています。

特に3県とも、富士山静岡空港の開港あるいは羽田空港の新しい滑走路が近々拡張されるということもあり、大変乗り気で3県とも力を入れていますので、恐らく有意義なセールスになるのではないかと考えています。

大沢委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っています。次に102ページの映像産業招致推進事業について伺います。

東京に近いという立地条件のよさゆえに、受け入れ体制として平成16年8月に富士の国やまなしフィルム・コミッションを設立したことにより、映画やテレビドラマなどに県内が紹介されることが多くなってきました。北杜市明野のひまわり畑を一躍有名にした映画、「いま、会いにゆきます」や、全編を県内で撮影した映画「休暇」、さらに去年のNHK大河ドラマ「風林火山」などはその代表例です。私の地元甲斐市でも映画「東京タワー オカンとボクと、時々、オトン」を初め、過日県内で公開された映画「東京少年」など、多くのロケが行われています。

県では、フィルム・コミッション事業を進めてきましたが、映像産業招致推進事業として、映画、テレビなどのロケ誘致、支援を一層充実することとしている理由は何でしょうか。

進藤観光部長 映画やテレビ等のロケの誘致、支援による効果として、映像を通して山梨県の魅力を全国に情報発信できる、それからロケ隊による経済的な効果もあることから、地域の活性化にもつながっていくということで、県内へのロケの誘致は非常に重要だと思っています。

全国にはフィルム・コミッション連絡協議会という組織があり、そこに加盟している団体だけでも100団体あります。それぞれのフィルム・コミッションではホームページによるロケ地の紹介や、映画・テレビ会社に対するロケ地のあっせんなど、支援内容がほぼ同じ内容の取り組みをしています。これから地域間競争を勝ち抜いていくためには、映像会社が多数ある東京に近い山梨の優位性を生かしながら、他の組織との差別化を図っていくことが必要であると考えています。

今後、制作者が必要とするロケ地の情報を充実し、待つ姿勢から売り込む積極的な姿勢に転じることで、ロケの誘致に努め、映像を通して本県のイメージアップ、あるいは誘客を図っていくことが今回のロケの誘致や支援を一層充実していく理由です。

大沢委員 この事業では、ロケ地のデータベースの充実などを行うこととしています

が、具体的な内容はどのようなものでしょうか。

進藤観光部長

現在もロケ地のデータベースがあり、約950件登録しています。こういった画像をプロの使用に耐え得る高い品質の写真にすることや、実際に使用される場合を想定して、撮影した季節や時間、また、方角などの多様な情報を掲載していきます。

さらにロケの場合には多くの制作関係者が車で本県に来ます。また、宿泊を伴う場合も多くあります。こういった場合に、駐車場やトイレ、宿泊施設といったバックヤードに関する附帯的な情報をしっかり充実させて掲載していく必要があると考えています。

このように、ロケ地のデータベースを制作者がプロの目を見て、使い勝手がいい、利用しやすいといったものに更新していき、富士の国やまなしフィルム・コミッションのホームページに公開していきたいと思っています。

それから、このデータベースから画像を選び出してDVDを作成し、これを活用して大手の映画会社に対するトップセールスを行うなど、営業活動をしっかりして積極的な売り込みを図っていきたくと考えています。こうした取り組みを通じて、映画、テレビの制作会社などとの人間関係も築き上げながら、多くのロケを本県に誘致し、映像作品を通じて山梨の魅力を発信していきたいと考えています。

大沢委員

多くのロケを山梨でやることによって、「週末は山梨にいます」ばかりでなく、「そうだ、山梨に行こう」という観光客が多く来るような御努力をいただきたいと思います。

次に105ページの親子三世代誘客促進事業について伺います。新規事業として300万円が計上されていますが、この事業を行う目的は何でしょうか。

進藤観光部長

今日の旅の主流は、団体で観光地を巡るような旅行から、家族や個人の趣味とかテーマに沿った多様な形態に変化してきています。家族旅行は時間や場所、体験などを家族で共有し、家族の触れ合いやきずなを深めるためにいい機会になると考えています。一方で、多くの時間的なゆとりを持ち、経済的にもゆとりのある方が多いシニア世代は、みずからの旅行消費のみならず、子供や孫世代を旅に誘うことが期待できる状況にあると思います。

このため、親子三世代が交流する旅行メニューの提供や広告宣伝を進めて、親子三世代旅行の先進地としての山梨の魅力を売り出し、宿泊観光客の効果的な誘客を図っていきたくと考えています。

大沢委員

この事業ではモニターツアーなどを実施することとしていますが、具体的な事業内容はどのようなものでしょうか。

進藤観光部長

モニターツアーは120社を想定していますが、各旅行会社との企画コンペの中で選定することとし、2泊3日以上、5組30人程度のモニターツアーの企画を2件実施していきたいと考えています。

山梨の特性を踏まえた受け入れプログラムや体制づくりを図るため、農作業体験や自然観察など、親子三世代で交流できる旅行メニューを組み込んだツアーを実施し、このモニターツアーでつくり出した旅行メニューを雑誌やインターネットを通じて広告宣伝していくこととしています。

大沢委員

この事業の成果を将来どのようにつなげていくのか伺います。

進藤観光部長

モニターツアーの分析を通して、受け入れプログラムや体制などを確認して、親子三世代が交流できる旅行メニューづくりを進めます。その旅行メニューを山梨の観光の目玉の一つとして、県が実施している観光説明会などを通して、旅行会社等に積極的に売り込んでいきたいと考えています。

また、親子三世代旅行の素材やメニューを雑誌やインターネットを広く活用しながらPRしていくことによって、三世代旅行の適地としての山梨を紹介して、山梨県への宿泊観光客の増加に結びつけていきたいと考えています。

（地域間連絡道路の整備促進について）

大沢委員

ぜひ山梨を大きく売り出して観光客が大勢来ることを御期待申し上げます。次に107ページの県道を形成する骨格道路網の整備のうち、地域間連絡道路の整備促進に関連して、観光地へのアクセスについて伺います。いずれにしても観光インフラにつなげていきたいと思っておりますので、その辺も加味しながら御答弁をお願いします。

本県は首都圏にありながら豊かな自然と美しい景観を有しており、こうした資源を活用した観光は本県の重要な産業となっています。しかし、地形的な制約などにより、公共交通機関の発達が十分でなく、交通結末点と観光地の連絡はほとんど車に依存しており、道路整備は本県の観光振興のために大きな役割を担っています。

こうした中、私も先般、昇仙峡に行ってきました。かつては多くの観光客がいましたが、先般、日曜日に伺ったときには、本当に観光客がまばらという状態でした。これは山梨の観光にとって、昇仙峡も過去のものになってしまったのかなという感じがします。しかし、秩父多摩甲斐国立公園の代表的な景勝地でありながら、アクセス道路が限られていることや、道幅が狭く、見通しも悪い箇所があることから、周遊もままならず、観光シーズンにはたびたび渋滞を引き起こしており、ここを訪れる観光客や地域住民から早期の整備が望まれていることは既に御承知のことだろうと思えます。

そこで、まず、甲府駅及び昭和インターからの主要なアクセス道路である県道甲府昇仙峡線の整備に向けた取り組みを伺います。

小野土木部長

県道甲府昇仙峡線は観光ルートとしても非常に重要だと考えており、従来から整備に努めてきました。ただ、まだ幾つかの地点で未整備の区間が残っています。現在は、千塚地区で事故が多発しているカーブの改善工事を進めており、明20年度には完成する見込みです。

また、山宮地区では平成17年度から北西中学校の南側から金石橋にかけての1.2キロメートルについて、地元説明会や設計等を行ってきました。平成20年度から国庫補助事業を取り入れ、北西中学校の入り口交差点付近の用地取得に入る予定です。

その他の未整備区間については、地元の御協力が得られるところから順次整備を進めていく考えです。

大沢委員

時間が限られておりますから、最後に昇仙峡の入り口にある長潭橋は昇仙峡のシンボルの一つとして、特に古い文化的な価値があると思えますが、道幅が狭く観光バス等の通行の支障になっています。そこで、今後の取り組みについて伺います。

小野土木部長

長潭橋は昇仙峡入り口にあり、下流からの眺めは昇仙峡のランドマークとして広く知られています。また、現在の橋は国立公園とか特別名勝地域内にあり、かけかえの法的な許可も必要となっています。これまで幾度か架替計画を検討してきた経緯があり、法的な課題や、多くの関係者の利害の調整が図れずに今日に至っています。

一方、現在の橋は架設から既に83年を経ており、老朽化が目立ち、現在は定期的に点検し、補修しながら健全性を保って使っていますが、早期のかけかえが必要です。

かけかえには何よりも利害関係者の合意形成が不可欠ですので、今後、パブリックインボルブメント方式などの導入などによって意見調整を進め、最も早くかけかえができる計画づくりを急いでいきたいと考えています。

大沢委員

ともかく、山梨県は東京に一番近い県でありながら、一番遠い県になりつつありますので、ぜひ観光客を大勢呼んで、首都圏に一番近いという利点を生かしていただきたいとお願いして質問を終わります。

（工業団地立地対策費について）

渡辺委員

予算概要の53ページの工業団地企業立地について質問させていただきます。

企業誘致は税収増、雇用機会の創出、地場中小企業の受注機会の拡大など、地域経済の活性化と住民生活の向上に大きな効果をもたらします。このために全国各地において誘致競争が激化しているところではありますが、これまで本県の立地環境については必要とする用地の確保が困難であることや、企業の抱える課題についてのフォローが足りないことなどが言われてきました。厳しい地域間競争の中で企業誘致を実現させていくためには、こうした課題を踏まえながら、適切な対策を講じていく必要があります。先ほど、望月委員が説明しましたように、1人でも多くの若者の産業技術に対するスペシャリストの育成が最重要です。そういう点を踏まえて幾つかお尋ねをします。絶え間なく変化する経営環境において、そのときどきのトレンドを逃さないよう、企業はできる限り素早い立地の実現を望んでいます。このほど作成されました企業立地基本計画において、重点促進区域が定められてもいますが、企業が望む用地確保にどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

廣瀬産業立地室長

迅速な用地確保についてのお尋ねですけれども、2月1日に国の同意を得た企業立地基本計画において、工場用地などとしていくために県下22か所、88ヘクタールを重点促進区域として設定をいたしました。この区域は工場等の立地に際して、企業立地促進法の規定により、必要な場合、農地法等による処分が迅速に行われるよう配慮されることとなっているものです。今後も企業からのさまざまな要望がありますので、その要望にこたえられるように市町村と連携しながら迅速な用地確保に努めていきたいと思っております。

渡辺委員

ただいま答弁にありました企業立地基本計画においては、特定の業種の集積を図ることとしていますが、本県における産業集積の方針は何か伺います。

廣瀬産業立地室長

この基本計画の中で、その方針を組み立てている前提として、産業集積を図る上で本県の今の産業特性を分析しますと、強みとして大都市圏に隣接していながら自然の持つ力、あるいは景観というものが大変豊かということがまず1点あります。それから、機械電子産業を初めとする既存の産業の集積、

特に数値制御ですとかロボットですとか、あるいは精密加工といった集積があります。さらに、山梨大学を初めとする高等教育機関や、今、申し上げたさまざまな企業が持つバイオや、新エネルギー、あるいはナノテクノロジーといった関連する技術シーズというものがあまして、こうしたものを特性としてとらえて、機械電子産業、それから健康関連産業を産業集積として促進していくというのが方針です。

渡辺委員 企業立地基本計画の策定とあわせ、県税の優遇制度が予定されていると思います。その税目、対象となる企業など、具体的な内容はどのようなものでしょうか。また、国税、市町村税との連携はどうなっているのかお尋ねします。

廣瀬産業立地室長 この優遇制度は幾つかに分かれていまして、まず県税については、企業立地計画というものを企業に出していただき、新たな立地に伴う設備投資について取得価格、あるいは取得の時期といったことについて一定の要件がありますけれども、これをクリアするものについては承認をして、不動産取得税などを免除することとなっています。

それから国税については、機械装置、あるいは建物等については、機械装置等は15%、それから建物等については8%の特別償却が可能となっておりまして、これらについてもこちらで計画を承認することによって実行されることとなっています。

さらに市町村税については、固定資産税の課税免除を行った場合に、市町村に対して、普通交付税による補てん措置が講じられることとなっています。企業から申請があると、固定資産税を3年間免除するという制度がありまして、今、該当する市町村に対して理解を求めているところです。

渡辺委員 新規立地企業のみならず、既存の企業や立地後の企業についても業務拡大の動きをとらえて、その課題や要望にこたえていくことにより、県内での事業の拡大につながると考えますが、県としての対応方針を伺います。

廣瀬産業立地室長 県内経済が力強く成長していくためには、よそから持ってくる企業誘致とともに、県内にある既存の立地企業の持続的な発展が極めて重要だと考えています。

このために、既存企業と我々がお互いに訪ねる、あるいは来ていただくという接触を保ちながら、企業訪問を行う中で、規模拡大に必要な用地のあっせん、あるいは人の確保、さらに技術力の向上に対する支援等に対して出された要望について、該当するセクションとともに積極的な支援をしていくよう取り組んでいます。

さらに、企業は設備投資をすることにより、地域経済への貢献をしていただいていますので、企業の設備投資に助成する産業集積促進助成金は、これまでは土地を取得して3年以内に着手していただく、操業していただくという縛りがありましたけれども、余裕ある用地を持っていながら企業拡大を積極的にやりたいという進出企業、あるいは既存企業も多く、そういった要望にこたえるように、長らく保有した自社所有地へ新たな設備投資をする場合もこの助成金制度の対象とするよう次年度からしていきたいと考えています。

渡辺委員 既存企業の支援のために産業集積促成助成金の拡充を図るとのことです

が、その内容を具体的に説明願います。

それと同時に、用地の拡大や助成制度の拡充など、受け入れの体制の充実とともにそうした情勢を企業に伝え、誘致を働きかけるセールス活動という点も大切だと思いますけれども、その点についての取り組み、この2点を伺います。

廣瀬産業立地室長 助成金の拡充の具体的内容として、既存の今まで長期保有していた土地を活用する場合、新たな設備投資をする場合は対象に加えるということ为先程申し上げましたが、それに加えて、本県の企業立地計画に記載してありますように、バイオ産業といったものが非常に技術シーズとしても高いものを持っていますので、助成対象に加えるとともに、新たにこの立地にふさわしい研究機関というものも助成金の対象にしていきたいと考えています。

それから、セールス活動の取り組みですが、これまでも県内の既存企業の集まりは幾つかありました。そういった企業の方、あるいは県内に進出している支店長、あるいは工場長といった方々で組織される組織と定例的な情報交換を行うとともに、きめ細やかな企業訪問、あるいは知事にトップセールスをしていただく、このようなことを通じて、情報を精査しながら、効果がある企業訪問活動につなげているところです。

県外については東京事務所、あるいは大阪事務所を拠点として、情報を密にしながら積極的な企業訪問を行っているところです。

また、次年度は県、市町村、商工団体、企業等で構成しています地域産業活性化協議会団体を通じて企業立地ガイド、あるいは企業立地セミナーということを実施していきたいと考えています。

渡辺委員

全国各地で自治体が非常に企業誘致競争を激化させている現在ですけど、企業の誘致ということは、私はこういうことも言えるのではないかと思います。まず、現在山梨県に先端産業がいろいろありますけれども、やはり育成という面においても、現在、愛知県の岡崎市に文化庁の自然科学研究機構、茨城県のつくば市に経済産業省がつくったと言われる産総研、産業技術総合研究所、そういう研究所がありまして、国のためにグローバルな研究をしているようですけれども、部門によっては日本を代表する企業であるトヨタのような企業が来ています。小さいにしても、できる限りそのような研究所などを、ぜひ考えてもらいたいと思います。

（企業の農業展開支援対策事業費について）

山下委員

まず初めに企業の農業展開支援対策事業の概要を説明していただきたいと思います。

遠藤農政部長

この事業の概要ですが、近年、農家数の減少や農業従事者の高齢化に対応して、本県農業が将来にわたり維持・発展していくためには、現在、本県農業の中核的担い手である家族経営体だけでなく、集落営農、それから企業の経営体等、多様な担い手の育成が必要となっています。

そういう観点から、担い手としての企業の農業参入を促進するためには、採算性を確保する必要があると、一定規模に集積された農地の確保が必要となっています。そのため、県としては相談窓口を設置しまして、農業の参入を希望する企業に農地のあっせんを行っていますが、企業がこうした耕作放棄地等、条件不利地域を利用しようとする場合には、例えば抜根整地、畦畔除去などの簡易な基盤整備がどうしても必要となります。

そこで、国補事業であります企業等農業参入支援推進事業を活用いたしまして、さらに県単独公共事業として企業的農業経営推進支援モデル事業を創設し、条件整備のための基盤整備を行うことにより、平成20年度より企業の農業参入を一層促進していくこととしています。

山下委員

簡単に言えば2つあって、圃場の整備を少しやる部分と、一定の農地面積を保有しているところを使いよくするために土地改良の整備をしましょうという予算なんですね。御存じのとおり、農家の減少というのは著しいわけです。大体、この5年間ぐらいだけで3,000軒ぐらい農家が減少している。65歳以上の高齢農家というのも年々ふえていって、大体5%くらい。17年にたしか5%増加しているんだから、今は多分10%近い増加が見られていると思います。そこで、今度は少しでも企業の方々に参入していただいて、耕作放棄地を少しでも是正していこうということですね。

一度に耕作放棄地の解消だけを目指すのではなくて、耕作放棄地もあつたり、また、今耕作しているところも、もう少し広げて、そして土地改良で少し道路を工夫したりしていきましようという話のようですけれども、やはり耕作放棄地を中心にやらないとなかなかうまくいかない、本当に効果的にはならないと思うんですけれど、その辺をお伺いします。

遠藤農政部長

耕作放棄地は、抜根整地等、条件整備を行えば、耕作可能地として通常の耕作地よりも集積が容易な側面はあります。そういうことから、特に県としても、本事業により耕作放棄地の条件整備を図りつつ、その解消も兼ねて、農業参入を希望する企業を支援することとしています。本事業による耕作放棄地の解消により、病害虫の発生や有害鳥獣の繁殖、景観の悪化、不法投棄の防止などにもつながるものと考えています。

山下委員

今まで県は農業政策で農業の改善に当たって、いろいろなことをやってきたと思うんです。耕作放棄地はできるだけ解消しましょう、そして高齢化が進んでいるから、少しでも担い手を育成していきましょう、また、新しい品種をつくっていきましょう、販売の部分ではトップセールスをしていきましょうとか、いろいろなことをしてきたと思うんですね。

その上で、こういう企業の参入というような、時代の流れもある。ルールも少し変わりましたね。要するに、今までなかったけれども、農業生産法人というものを企業がつくることのできる。企業でなくてもつくれるようになってきている。なかなか個人だけでは難しい、担い手を探していくのも大変ということで始まったと思うんですけど、実際、今、いわゆる農業生産法人というのは、農地を購入したり、または借りたりできるんですか。

遠藤農政部長

まず、株式会社が農地の所有権を取得することについてですが、資産的保有の懸念、それから事業撤退による土地の遊休化などの弊害が懸念されますので、株式会社が所有権を取得することは原則として認められていません。ただ、株式会社であっても、農業生産法人の要件を満たせば、農地の取得が可能となっております。

ただ、一方で、国としても、農業に対する企業参入を進めるために、いわゆる使用権、賃借権の設定ということは積極的に進めていまして、構造改革特区制度により、特区として認定された地域において、株式会社が市町村と営農継続に係る協定を締結した上で、市町村等を介して株式会社が農地を借りることが可能となっております。これにより、本県では全国に先駆けてワイ

ンメーカー等が農業参入を果たしています。

また、この仕組みは特区で認められていましたが、農地法等の改正により、全国展開されて、現在ではより多くの地域で農地の借入による企業の農業参入が可能となっています。

山下委員

わかりました。知事にお聞きしたいのですけれども、今までそうして農業政策を県が一生懸命やってきました。それなりに結果、効果もあったところもあれば、効果のなかった部分も正直言っているとあります。全部効果があったら、こんな状態にはなっていないわけですからね。その中で農業ルネサンス大綱というものをつくられた。今までの農業政策とどこが違うのかということ、大きく違う点があればはっきりあるようでしたら、教えていただきたいと思えます。

横内知事

本県は果樹農業を中心として耕作面積当たりの農業の付加価値が全国でもトップクラスという、大変生産性の高い農業が展開されてきているわけですが、委員御指摘のように農家数は減少し、高齢化をし、後継者もいないと。そういう中で長期低落傾向と言う言葉は悪いのですけれども、そういう状況になりつつあります。

私が心配しますのは、例えば果樹地帯でいえば高齢化をしていくが後継者はいない、あと15年もすればリタイアするけれど跡継ぎがないわけですから、いわゆる耕作放棄地が広がって行って、山梨の宝と言ってもいい甲府盆地の果樹地帯の景観というものが虫食いのように耕作放棄地が広がって行く、崩れていくということを非常に心配しているわけです。

何とかここで農業の再生を図っていかなければならないという思いで農業ルネサンス大綱というものをつくらせていただきましたけれども、従来の農業政策と違うところはどこかといえば、主として2つありまして、1つは、先ほど御質問もありましたけれども、やはり多様な担い手の確保、これは一生懸命やりたいと思っています。従来のように、例えば学校を出て、そして農業をやるという方ももちろん結構ですが、それだけでなく、企業も参入したり、それからNPOが農業をやってみたりとか、あるいは建設業関係の方が農業をやってみたり、あるいは大都市で団塊の世代で退職した方々が趣味を兼ねて農業に就くとか、いろいろな形で担い手を確保していこうじゃないかという、その辺に力を入れているというのが1点です。

それからもう一つは、生産だけではなくて販路の拡大をいろいろな意味で進めていきたい。本県の場合には非常に高い技術を持った農業者がいいものをたくさんつくっているわけですが、市場に出ていくとそういう高い技術の質のいい農産物というのは、相応の評価を受けない。結局、収益が上がらないということになっていると思うものですから、質のいい農産物というものがそれ相応の評価を受けるように販路の拡大をしていく。もちろん通常の市場ルートを使って販売を拡大していくということも非常に大事ですが、同時に例えば、インターネットのバーチャルショップといったものを使って、消費者に直接届けるという道をもっと広げるとか、あるいは輸出という形で海外に向けていくとか、そうやって本県の農作物の販路の拡大を図ることによって、農家所得を高め、そして将来に後継者が出てくるような、先行きの明るい見通しが持てる農業を進めていきたい。そんなところが従来に比べると違う点です。

（障害者職業能力開発費について）

山下委員

大変丁寧な御返答をいただきありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。私は、生産者と消費者、この間の距離がどれだけ短くなるかだと思うんです。消費者の声というのが生産者に届く。生産者だって消費者が望むものをつくらなかったら売れるわけがないんですから。やはりこの距離ができるだけ短くなっていけばなっていくほど、私はすばらしいものができてるんじゃないかな、すばらしい農業経営が保たれていくんじゃないかなとっておりますので、お力添えをいただきたいと思っております。

それでは次に、障害者の職業能力開発費についてお伺いします。平成16年度からこの事業は始まっているわけです。（配付資料あり）就業支援センターで知的障害者を訓練しているわけですが、この訓練はどのようなことを行っているのかお教えいただきたい。

横森商工労働部長

就業支援センターでは、知的障害者を対象として平成16年度から事業を実施していきまして、今年度で4年目になります。初めは、小売店での商品の陳列や接客などの訓練を行う販売実務コースとしてスタートしまして、19年度からはオフィスの清掃などを訓練する環境サービスコースを加えて、総合実務科として2つのコースで実施しております。

山下委員

1年間の訓練ということで、定数が20人に対して、19年度は9人だったということで、大変寂しい気もするのですが、過去はかなり人数が多かったんですね。18年度は12人、17年度は17人です。いろいろな方が、もっとこういうものを知っていれば活用できるのではないかなと思うんですけれども、これまでの人数とか、性別はどうなっているのか教えてください。

横森商工労働部長

16年度から4年間で46人が受講しています。男女比ですが、男性が26名、女性が20名で46名です。年齢別に申し上げますと、20歳以下が15人います。それから21歳から30歳が19人、31歳から40歳が9人で、40歳以上は3人となっています。

山下委員

今言われた方々が、研修を受けて、卒業して、その後どういう企業で働いているんですか。

横森商工労働部長

お手元の資料の一番右側の欄に主な就職先が書いてありますけれども、訓練修了後1年間の調査ですが、18年度までの3年間に32人の方が修了していきまして、そのうち就職している方は24人です。就職先については、百貨店やスーパーというようなところでして、今年度についてはまだ訓練中ですので未定です。

山下委員

わかりました。いわゆる障害を持っている方々がこういうところで訓練する。そして、訓練をした後に、障害者就職支援コーディネーターという業務の方々に今度は企業のあっせんをしていただけることになっています。そこで初めて企業に就職することになるのですけれども、その障害者就職支援コーディネーターというのはどのような業務をしているのか教えていただきたい。

横森商工労働部長

このコーディネーターは、障害者訓練を受講する訓練生への、就職するま

での支援を全般的に行う業務でして、ハローワーク等での求人情報の収集とか、就職先の企業開発、就職時の企業、訓練生とのマッチングのコーディネーターということをしています。また、それ以外に訓練生以外の方の障害者の方に対する就職相談なども行っています。

山下委員

余り時間もないですから、ここはこれぐらいにして、最後にまとめさせていただきたいのですけれども、先ほど言うように、障害者の方がいて、研修、訓練を行う。そして障害者就職支援コーディネーターに企業を紹介してもらえ。きょうは残念ながら福祉保健部長がお見えになっていなくて、この辺もこの委員会のあり方を考えた方がいいかもしれませんが、福祉保健部の事業の中にジョブコーチというのがあります。この方々が企業へ障害者を一緒に連れて行って、そして3か月間とか半年間作業のお手伝いをするということです。初日、初めて企業に行っても、企業の方々が教えてくれないんですね。まあ、教えてくれても、なかなかその人をずっと見ているわけにいかない。だから、障害者のそばにずっといて面倒を見るという制度なんです。国の直轄事業で、今、県もやっています。

そのジョブコーチを今度かなりの数で育成していこうという福祉保健部の施策もあるんですけれども、ぜひともこういう話を福祉保健部長に聞いていただきたいなというところもありますし、就業に関する答弁は商工労働部かもしれないですけれども、障害者を支援していくという部分は福祉保健部ですからね。これは勝手な私の意見ですけれども、そういうところをやはりこの委員会でももう少し考えなければいけないところではないでしょうか。実際、障害者を雇っていただけるような企業はないんです。企業に対して、障害者を雇っていただいたことに対して、若干助成金を出したりする制度もあるわけですから、この流れをつくっていくために、福祉保健部と商工労働部を連携させなければいけないと思うんですけれども、知事の御感想を聞かせてください。

横内知事

委員の御指摘のとおり、障害者の場合には、やはり就業支援をしていくことが自立のためには大変大事でして、障害者自立支援法では基本的な理念として、自立を促進するために就業を促進していくという考え方があるわけです。そして、その就業促進のためにはやはり商工労働部と福祉保健部がしっかりと連携する必要があるというのは御指摘のとおりですので、これからもその点については私もよく目配りをして、うまく連携するようにしていきたいと思います。

（かえで支援学校施設整備費について）

山下委員

それでは、次に、かえで支援学校施設整備費についてお伺いします。かえで支援学校を新設したことで、甲府や峡東の方々の人数がふえまして、当初89人だったスタートからかなりの人数がふえて、増設しようという話になったわけですが、増設の内容について御説明をお願いします。

・瀬教育長

増設する部分ですが、既存のスクールバス車庫棟を解体し、その部分を建設地の一部として高等部普通教室棟を増築します。あわせて、スクールバス車庫棟を平成19年度取得した近隣土地に建設をします。なお、既存の食堂拡張や小学部棟に保健室、多目的室、個別指導室なども整備していく予定です。

山下委員

平成13年4月に開校した当初は89人、これは小学部、中学部、高等部、すべてあるわけですね。それが今度、平成20年には189名と約100名近くふえています。ただ、これから少子化に向かっていきますから、このままずっと右肩上がり伸びていくなんていうことはまず考えられないと思うのですけれども、その辺についてどういう認識をお持ちか教えてください。

・瀬教育長

かえで支援学校は、県内の知的障害養護学校の適正配置を図るため、わかば養護学校から分離する形で甲府市及び峡東地域に在住する知的障害を主障害とする児童生徒を対象として、平成13年4月に設置・開校されました。整備に着手した平成10年時点での施設規模は、児童生徒数100人、23学級を想定していました。開校時の平成13年4月の時点の児童生徒数は、委員御指摘のとおり89人で22学級でした。

その後、児童生徒数が急増し、今年度は171人、37学級と、開校時の2倍近くとなっております。このため、不足する14教室については、現在、特別教室の転用やプレハブ教室の設置などで対応しており、こうした状況を抜本的に改善するため、来年度、高等部棟の増設工事などに着手するものです。

児童生徒が急増した要因は、立地条件が交通至便であることや、施設設備が充実していることに加え、近年、知的障害に対する保護者の理解や期待が高まり、子供の成長に伴い、より専門的な教育を受けさせたいという保護者がふえたことが挙げられます。このように、かえで支援学校の教育は在校生や保護者から高く評価され、特別支援教育のセンター校として小中学校からも期待を寄せられているということです。

（小学校理科支援員等配置事業について）

山下委員

要は、甲府に初めてできた支援学校ということもあって、今までだったら親御さんたちは、正直言って、自分の子供にちょっと障害があっても普通学校に行かせようという思いもあったけれども、これからは専門的などところに行かせようということだと思います。ちなみに、私の知り合いの方も自閉症だったのですけれども、1年間だけかえでに行かせていただいて、そこで非常によくなって、2年生から普通学校へ行けるようになった。だから、生徒数はこれから伸びていくと思います。

ただ、やはり少子化もありますから、それほど右肩上がりで行くとは思えないので、そういうことをある程度考えながら増設しないと、つくったはいけれど、ということにならないようにしていただきたい。お話を承っていると、職員の増員もして、設置もしてある、あとはもう建物を建てるだけというようですから、建物を建てる時にはトイレなどへの目配りといったところも、ぜひとも心がけていただきたいと思います。

それでは、次に、小学校理科支援等配置事業についてですが、名前のとおり、小学校の先生の理科の授業をできるだけ支援していこうということですが、どれだけの支援者数と特別講師数を予定しているのか教えてください。

・瀬教育長

理科支援員ですが、260学級に延べ260人、実質80人ぐらいを配置をしたいと。特別講師は全県で60回、延べ60人、実質30人ぐらいを派遣する予定です。

県内の小学校201校の、小学校5、6年生の全学級数636の41%に相当する260の学級に理科支援員を配置することになります。

- 山下委員 それはわかるんです。僕が聞いているのは、理科の支援員が何人いるかということです。人数です。今言ったのは学級とか時間です。支援員が何人いるか、特別講師は何人派遣されるのか伺います。
- ・瀬教育長 実質80人派遣されます。
- 山下委員 特別講師はどうか。
- ・瀬教育長 特別講師は実質30人です。
- 山下委員 本当を言うと、少し疑問に思っている点があります。3年前に県立科学館が指定管理者に移行するときに指摘申し上げたんですけども、学校の先生が科学館にいるわけですね。当時、私が指摘したときには5人行っていました。今は2人だそうですが。小学校の先生というのは全教科教えるから、理科専門なんていう先生がいないわけです。だから、こうやって支援をしないと、なかなかうまく理科が回っていかない。それはわかるんですが、科学館に行っている先生は、中学校の先生ではあるけれど、学校の先生が教壇に立たないで科学館に行って、それでいて教壇に支援員を送ってもらうというのは、私にはどう見てもちょっとおかしいんじゃないかと思えるんです。その辺を少しお聞きしたい。
- ・瀬教育長 県立科学館では、学校とは別の視点、あるいは方法で、子供たちの科学への興味を育て、理科好きの子供たちをふやすということを目的としています。平成10年の開館以来、科学館には科学の専門知識、学習指導要領の理解、実験の経験、児童生徒の指導力を有する職員が必要でした。このため、平成17年度まで御指摘のとおり5人の教員を派遣してきました。しかしながら、平成18年度からの指定管理者制度のもとで、自前の職員が育ってきたので、順次、教員の派遣人数を削減し、教員派遣は20年度で終了する予定です。
- 山下委員 正直言って何が一番正しいかというのはわかりません。ただ、私が普通に考えるに、大学を卒業して学校の先生になるために教員試験を受けて合格して学校の先生になった人が、学校の教壇に立たないで別の施設へ行っているというのは、僕はちょっと違うのかなという感じがしています。逆に、支援員といった人たちは民間の人ですから、そういう人たちが科学館に行って、学校の先生は学校で勉強を教えるというのが普通の考え方なのだろうなと思います。そして、理科を中学校、高校と一生懸命子供たちに教えていきましょう。子供たちに少しでも化学や物理といった理科系に興味を持っていただきたい。
- 少し話が大きくなりますけど、知事が考えている企業誘致の問題にしても、我々自民党で、ある某有名な会社にも訪問させていただいたときにも、やはり人材が乏しいということを言われました。山梨大学の工学部もありますので、そういうところに、少しでも山梨県の、技術系で将来御飯を食べていこうという子供たちがふえていくことが、企業誘致の一つの要素にもつながっていくのではないかとことです。これは本来ですと、教育委員会ですから独立していますけれども、あくまでも今までの議論の中の感想だけで結構ですので、知事から一言聞かせていただきたいと思います。

横内知事

おっしゃるように、理科教育というのは技術系の人材が求められている中で、大変大事だと思っております。特に、日本の場合には、今、非常に経済的にも厳しい状況にありますけれども、長い目で見て、世界の中で、先端的なものづくり国家として生きていくことになるのだらうと私は思っております。そういう中で、最近どうも子供たちの理科離れとかというようなことがあったり、場合によっては大学の理科系を出た人が証券会社に勤めたりとかする。これは非常に好ましくないことですね。やはりもっと理科系というものを大事にしていくことが必要だ、理科教育をもっと充実していくことが大事ではないかなという感じがして、昨今、理科離れという流れを修正していこうという動きが出てきたのは大変いいことだと私は思っております。

（担い手育成確保総合対策費について）

鈴木委員

担い手の育成について、個々の問題と、それから大枠の問題を質問させていただきたいと思うのですが、簡単に2項目ほど農政部長にお伺いします。

まず、農業大学校についてですが、今までの農業大学校と、今回新しく再編する農業大学校、この違いを御説明いただきたいと思います。

遠藤農政部長

今回、再編する農業大学校と従前の大学校の違いですが、基本的には農業改良助長法上の農業者研修教育施設、これは各県に置かれる農業者の育成のための中核的な機関として法律上位置づけられている施設ですが、その農業者研修教育施設としての位置づけは変わりません。したがって、農業大学校自体、県の農業を担うべき者に対して、技術や知識を習得させるという使命は同じです。

ただ、今回、4月より学校教育法上の専門学校に位置づけるということによりまして、高校生の進学志向やニーズにこたえることができる。それから、4年制大学への編入も可能になる。それから、日本学生支援機構等の奨学金も活用できる。さらに卒業生に専門士の称号も付与されるということで、志望者の増加を期待するところです。

鈴木委員

知事が新しくつくられた農業ルネサンス大綱には、本当に期待をしているわけですが、農業大学校自体が峡北にある中で、総合農業技術センターとの連携をどのようにしていくかをお聞きしたいと思います。

遠藤農政部長

農業大学校と総合農業技術センターの連携の件ですが、従来より総合農業技術センターは農業大学校の野菜と花の教場として規則上位置づけており、センターの試験研究機関の研究員が農業大学校の学生に対して、高度な研究成果等について直接指導を行っています。

また、総合農業技術センターが行う試験研究成果発表会に、農業大学校の学生も参加して、新技術に関する情報を提供するなど、現在も連携を図っているところです。

鈴木委員

わかりました。農業大学校につきましては、期待される担い手等の育成等についてすばらしい成果が出たらいいなと思っております。

かわりまして、担い手育成というのは若者ばかりでなく、高齢者も非常に今、担い手となっているわけですし、2005年の農業就労人口が、60歳から64歳が11.7%、65歳から69歳が14.5%、それから70歳から75歳が16.8%、問題の75歳以上というのが28.9%。全体の72%

ぐらいが60歳以上なんです。70歳以上ですと45%ぐらいになるんですね。これは2005年の数字なんですけど、今現在はどうか。

遠藤農政部長

最新の国の統計ですと、2005年のセンサスが最新でして、委員御指摘のとおりです。

鈴木委員

ルネサンス大綱の中には高齢者対策ということで載っているのですが、実質、これ自体だけで今の農業に対する従事者をどうするとか、担い手をどうするとかというのは、若干手薄かなと感じています。

今、60歳以上が72%ですけれども5年たって大体どのぐらいになると思いますか。

遠藤農政部長

推測ですが、やはり高齢化の進展というのはとまらない傾向ですので、高齢者の比率は高くなる傾向にあると考えています。

鈴木委員

現状の予測として、大体80%くらいを60歳以上に委ねるしかないんです。基本的に考えますと、もう老齢化した方々が中心にであって、若い人たちがその担い手になっていけるような環境に今はないことはわかると思うんです。

いずれにしても、農家の労働力も非常に落ちてくる。それから、果物自体も新しい作付けをしようという意欲ももうなくなる。山梨県は日本一というブランドをこれからも盛り上げを見せようということであれば、75歳以上の方々の農業政策をどのように進めていくかというのが一番大切なことなんです。これは大切だけど難しくてなかなかできないんですね。

大綱はあるんですけども、実際、今、現実に農業をやっている高齢化した方々に県として対応していくにはどうしたらいいと思いますか。私も悩むところなんです。そこで、お考えをお聞きしたいと思います。

遠藤農政部長

高齢者をどうやって農業に活用していくか、さらに農業の後継者自体が高齢化していく中で、どうやって本県の農業を維持していくかということですが、ルネサンス大綱筆頭の施策が多様な担い手づくりということになっています。先ほど、山下委員からもお話をいただいたように、とにかく基本的には家族経営体を中心なんですけど、それ以外にも企業的経営体、それから今、集落営農的な取り組みも進めています。

集落営農的な取り組みというのは、例えば圃場整備をして団地化をして、果樹の樹間を広くして、スピードプレイヤーとか軽トラックが入って堆肥がまけるようにする。それによって重労働を機械化して高齢者もそういう中に参画していける。軽トラやスピードプレイヤーを運転するのは、若い人にやってもらう。基盤整備をして団地化して樹間を広くしたような集落営農的なところであれば、2、3人で4町歩、5町歩、場合によっては10町歩ぐらいできるものですから、そのような形態を目指して、高齢化しても、担い手を確保して何とか県全体の農業、それからさらに農業によって景観を維持していこうというのがルネサンスの考え方です。

鈴木委員

よくわかるんですけど現実を考えてください。現実、農家は今どうですか。近代化するとか、農道整備をするとか、そういうことよりも、今の自分の家庭における農業をどうするかということが70歳、75歳以上の方々の真の気持ちなんです。ですから、農道を直したとか補助金をもらったということ

は、その後のことなんです。現実には、農業をやろうかやめようか、子供は勤めてしまった。なぜかという、親が子供にお金をあげられない。いい生活もできない。嫁も来ない。とすれば「おまえは外へ出て働いて、嫁を見つけてこい。最終的に家に入らなくてもいいから、私が死んだら何か考えてくれ」となる。そういう現実があるんです。

ですから、デスク上の考え方と、それから一農家の考え方、高齢者の考え方というのは違うと思うんですよね。その辺も県で考えて、全部はできなくてもどうしたらそういう方たちに役立てるか、農政を行っていかなければならないかという位置づけも必要だと思うんですよね。どうですか。

遠藤農政部長

今回のルネサンス大綱に盛り込まれている果樹園の再編整備の過程ですが、まず地域の農務事務所が地元に入り、地元の方を含めてプロジェクトチームをつくります。その集落で将来、営農がどうあるべきかというのを十分相談いただく中で、例えば高齢化で、もう家族農業をやめるということであれば、地域の担い手に、若い人に貸しましょうという議論をしていただいて、議論がきちんと合意できたところから基盤整備を行っていくという取り組みをしています。それは非常に時間もかかりますし、面積的にはモデル的な面積ぐらいしかできないこともありますが、まずそのような取り組みを地道に進めていき、高齢化して家族農業もリタイアするような方のニーズも何とか踏まえて、とにかく、そういう方が耕作放棄地をふやすようなことがないように対応していきたいと思っています。

鈴木委員

私たちが小さいころ、地域の景観というのは農業の振興で一生懸命やっていたからいいんですけど、今は、例えば一宮から北の桃畑を見たり、御坂からスモモ畑を見ると10年前、20年前と景観が相当変わっています。なぜかという、農地を取られたり、休耕地があったり、遊休地があったりするから、相当な差があるんですね。これからの子供たちに美しい景観を残すとするならば、アンケートを取っていただくこともいいでしょうし、やはり農業の振興策をもう一度見直していただいて、なかなか難しいのですけれども、自然のふるさとの景観遺産とかふるさと遺産というものの方向性を地域に植え付ければ、農業振興というものの大切さがわかってくると思うんですよね。その辺のお考えはどうですか。

横内知事

委員の御指摘の点は大変に大事な、行政の人間から見ると、どうしても欠けてくるようなところで、大変大事な視点だと思っております。

理想を言えば、農政部長が言ったようなことになりますが、ではそれを全部できるかという、そうはいかないわけです。現実には高齢化し、農業を続けているけれども先行きの見通しが立たないという方が大勢いる中で、そういう方々をどうしていくかということは、私も答えがあるわけではないのですけれども、非常に重要な課題としてぜひ検討していきたいと思っております。委員にもぜひお知恵を拝借できればと思います。

鈴木委員

よろしくお願ひいたします。

農業大学校に戻りますけれども、今はやはり果樹中心の方向性もあるんです。基本的に考えて、やはり農業大学校というのは、生育環境、それから温度、地域、そういうもろもろのことを考えますと、やはり本校は技術センターの直轄であるべきと、私は思っています。

それから、今まで石和高校と園芸高校の統合において総合学科設置という

ことがあるのですが、農業というのは、総合学科でなくて専門学科の中で進めていくべきだと思っているんですけども、その点についてお伺いしておきたいんです。

横内知事

そういう御指摘は確かにあろうかと思えます。今回、石和高校と園芸高校の統合の件についても、総合学科を設けたわけですけども、地域の住民の皆さん、とりわけ農業者の皆さんから、やはり専門の農業科、園芸科はしっかり設けるべきだという指摘もあって、農業関係の科を2科、専門学科として設けております。総合学科もいろいろなメリットはありますけれども、やはり専門学科の方がいいという御意見は貴重な御意見として承っておきたいと思えます。

鈴木委員

ありがとうございます。先般の新聞で産業技術短期大学校と工業高校が連携したカリキュラムを組むと報道されておりました。その前に、本当は農業がそういう方向にすべきでないかというのが私の持論なんです。心の片隅にそんな発言もあったということでもめ置いていただきたいと思えます。

それと、考えてみると、山梨県というところは全国一の農業県であって、果樹県であるのに、そこに国立大学がないというのはちょっとおかしいと思うんです。先般、東京の国立大学へ行ったのですが、そこで山梨キャンパスをという話をしたら、それはどうするとは言えないけど、いいことだということでは言われたんです。やはり果樹産地山梨から発信できるような、農業後継者、農業の技術の専門家、それから農業行政をできるような、山梨県を背負って立つ農業人を育てるためにも、やはりそういう大学を誘致することも、また、連携を取ることも必要だと思うのですが、知事のお答えをいただきたいと思えます。

横内知事

農業大学校と農業系の大学との連携というのは大事なことだと思っております。農業大学校を専門学校に変えたことをきっかけとして、連携は強化をしていこうという方向です。従来から農業大学校の講師として農業系の大学の先生を招くということがあったわけですけども、今回、専門学校化したことに伴って、従来以上に講師として農業系大学の先生を招くということもあると思えますし、また、農業大学校を卒業して、農業系の大学の3年に編入するという方も、当然多くなると思えますので、現在、農業大学校の職員たちは、例えば東京農業大学のような大学に、3年編入の問題も含めて連携を強めようと、今、盛んにアプローチをしていると聞いています。

農業系の大学を誘致するというのも、これはなかなか簡単なことではないと思えますが、課題として念頭によく置いて取り組んでいきたいと思えます。

（果樹王国やまなし輸出戦略事業費について）

鈴木委員

よろしくお願いいいたします。

輸出の関係で、プロモーション活動というのがありますけれども、簡単で結構ですから、どういうことをするのかお聞きしたいと思えます。

遠藤農政部長

輸出のプロモーション活動ですが、本年6月、フードタイペイ、台湾の食品見本市に県産果実を見本として出展して、知事のトップセールスのもと、アジアのバイヤーに宣伝します。

また8月には、あわせて香港への輸出拡大に向けて、本県に香港のバイヤ

一を招致して、桃やブドウの産地視察や意見交換を実施します。

さらに9月には、香港で開催されるアジアフルーツロジスティカ、これは果実と野菜の見本市ですけれども、ここにも県産果実のPR、展示等を行います。

このように、アジア諸国のバイヤーに対して、こちらから出ていったり、もしくはバイヤーを招いて県産果実のプロモーション活動を展開していこうと思っています。

鈴木委員

基本的にはすばらしいことだと思うのですが、1点だけ申し上げますけれども、流通の現状を言いますと、東京都卸売市場の中にも仲卸があって、輸出をしています。実際は流通価格というのは不透明なんです。JAフルーツ山梨においても、本所が担当するのではなく、中心的な仲卸と各支所で扱っているんですね。販売価格を見ても、さほど高い値段ではない。それが現地へ行くと、実際1個2,000円とか2,500円で売られているんです。流通価格と、輸送費を差し引くと、相当利幅が違うんですね。その辺り、研究しているかどうかお聞きします。

遠藤農政部長

現在の本県の果実輸出ですが、通常の出荷と同様に、委員御指摘のとおり、卸売業者から仲卸を通じて、現地の貿易業者に輸出しています。実はこのやり方は、産地サイドである生産者側では、リスクを背負っていないというところがありまして、例えば輸送中の荷傷みやそれによるロス、それから代金回収のリスクなどはすべて仲卸業者が負っています。仲卸業者はそういうリスクを折り込んで、現地の価格を設定しています。その結果、今のところ、産地側はリスクがない分、価格面でのメリットが、桃では、キログラム当たり100円程度、10%から20%程度しか高くないという状況になっております。これはある意味、リスクを負担していないという分、仕方がないところもあるのですが、ただそうはいつてもやはり輸出をすることによって生産者がよりメリットを享受できるように、現在新たな輸出ルートの開拓に向けて、輸出相手先の流通実態、商慣習の把握、テスト輸出による需要動向調査等も実施しているところです。

（食育推進事業費について）

鈴木委員

わかりました。今の現状としますと、東京も大阪もそうなのですが、仲卸が損をして逃げられれば、流通体系はなくなってしまいます。別のバイヤーを探さなければならぬんです。ですから、上から下まできれいに流れる流通体系にしていけないと長続きしません。一応、これで農業問題は終わらせていただきます。

次に、教育長にお伺いします。食育の推進事業について、最終的に栄養教諭の配置拡大はいつごろ判断をするんですか。

・瀬教育長

栄養教諭は本年度5名採用し、5つの小中学校に配置をしたところです。配置拡大については、本県では栄養教諭を配置して1年目ということもあり、栄養教諭の職務のねらいが達成されているか、その効果や課題等を十分に確認、検証するとともに、他県の状況なども見極めながら協議し、検討していきたいと思っております。

鈴木委員

これは各県ごとにやることですから、国の押しつけではないんですね。県が決めればいいんです。国の行革推進法の中の、栄養教諭については別扱い

とするという法改正を前提に考えて、20年度から3年間で470名、20年度は157名ということですね。山梨県がどのくらい要望するかわかりませんが、教育委員会が栄養教諭を活用して、いろいろな栄養指導ができるじゃないですか。県で方向性を出さないと、現場の栄養士と栄養教諭が、どうやって業務分担をしたり、一緒に協力してできるかはっきりしない。5人の栄養教諭と栄養士の差は実際はないと思います。

ですから、やはり県がしっかりしないと、栄養教諭を5人つくっても、方向性がはっきり出てこないと思います。この辺はどうですか。

・瀬教育長

本県では一度に5人採用ということで5ブロックに1人ずつ配置をしています。そして、配置された学校では、文部科学省の委託事業を行っています。こういう事業を推進する中で、栄養教諭の職務や立場、あるいは役割等について、他の教職員や保護者など、周囲の方々の理解を得られるように取り組んでいます。

本年度始まったばかりでございますので、先ほど申し上げましたように、この職務が本当にねらいどおり効果的に行われているか、あるいは学校現場に配置をすることによって、乗り越えなければならぬ問題もあろうかと思えます。そういう課題がどういうところにあるかを見極めながら、拡充について検討をしていきます。

（学校給食会について）

鈴木委員

わかりました。全国を見ても、新しい法改正の中の栄養教諭の位置づけというのがまだはっきりしないと思います。やはり、子供たちに食育と言っているのですから、もう少し確固とした信念のもとに栄養教諭を拡大しながら、食の安心・安全という山梨県の基本理念を出していただきたいと思えます。

あと1点、学校給食会の関係ですが、やはりこれは、はっきり県が関わりながら進めていかないと、いろいろなさかいかが出たりします。私もいろいろなところへ行って聞きました。教育長も学校給食会の事務処理の手續等の内容は見られていると思うんですけども、あたかも山梨県がやっているような方向性で、各市教育委員会等が進めているのはいかがなものかなという感じがしました。

この辺の認識をどのように持っているかお伺いします。

・瀬教育長

県教育委員会の関わりはどのようになっているかといいますと、学校給食会が主催する、学校給食一般物資選考委員会の委員に就任して、意見を述べる。それから、学校給食栄養衛生管理講習会、あるいは学校給食大会等を共催する。あるいは、取り扱い物資の衛生管理の指導を行うというような関わりを持っています。

学校給食会は財団法人ですので、県教育委員会は主務官庁として今後も国の指導監督基準に基づいてしっかり監督をしていきます。

鈴木委員

昔は教育長が顧問か何かをされていたと思うんですけども、やはり県としてしっかり監督責任を持ちながら進んでいただきたいと思えます。

以上で時間がなくなりましたので終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

（北口県有地利活用調査事業について）

進藤委員

大変お疲れのところ、またよろしくお願いたします。

北口県有地活用調査事業費の中で検討することになっております県生涯学習推進センターの整備について質問をいたします。国際化、情報化の進展や、少子高齢化の進行など、社会環境の急激な変化に対応し、生涯学習への関心は高まっています。本県における生涯学習の拠点施設である県生涯学習推進センターも多様なニーズに対応するため、ますます機能の充実が求められています。現在の生涯学習推進センターは、事務室を含め、5室316平方メートルで、非常に手狭である上、駐車場もない状況です。このような中でも、3月のスケジュールを見ますと、山梨再発見講座や、市民自主企画講座のフラワーアレンジメント、あるいはハーモニカ講座など、連日各種講座が開催され、交流室やセミナー室はフル活用されています。この生涯学習センターは老朽化、耐震化に伴い取り壊されることになりましたが、どこへ移転するのかお伺いいたします。

新藤企画部長

生涯学習センターのある第二南別館につきましては、御指摘のように近い将来取り壊しが予定されております。こうした事情を踏まえまして、生涯学習の機能について明年度策定をいたします甲府駅北口県有地の高度情報エリアに関する整備方針の策定作業の中で、その位置づけを検討してまいりたいと考えております。

進藤委員

生涯学習は自己を高めるだけでなく、民間団体が行う生活課題や地域課題の解決、あるいは学習活動など、総合的にとらえて、その推進や支援をすることが望ましいことであり、県の生涯学習推進センターはその拠点であります。このようなことから、交通の利便性がよく、駐車場が完備され、県立図書館との連携を図ることが重要な条件になることから、北口に設置される県立図書館との併設が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

新藤企画部長

去る1月に出されました新県立図書館整備検討委員会の報告の中でも、この生涯学習について触れられておりまして、生涯学習は実社会の幅広いニーズのもとに展開されており、これを図書館業務に内包させることは、かえって生涯学習本来の幅を狭めてしまう恐れのあることから、図書館とは別に、しかしそうは言いましても図書館と連携しつつ、効果的な事業展開が図られる方途を別に検討すべきという意見集約がなされたところであります。

こうした報告もありますので、図書館と連携ができるような生涯学習の推進機能について、明年度策定をしましてまいります高度情報エリアに関する整備方針策定の中で検討させていただきたいと思っております。

進藤委員

ただいまのお答えの中で、本当に全く私も同感でございまして、図書館の中へ生涯学習が内包されるということは、生涯学習はすべての人生ゼロ歳から終末までに至る、あらゆる人間の生活、あるいは社会の仕組み、経済、政治、あらゆる面の中での課題解決、あるいは前進に向けての学習をする、進めていくのが生涯学習でありますから、非常に幅広いわけですし、その生涯学習を進める中で、図書館の機能も非常に重要な機能で、図書館をしっかりと活用していくという、強い連携をとっていくということが望まれるわけですし、ですから、図書館の中に生涯学習センターがぽこっと入るという意味ではなくて、図書館は図書館でしっかりした理念のもとにつくっていただく。それから、生涯学習センターは、その機能にしっかり見合った、山梨県は日本一だというような生涯学習センター、理想を掲げた、全国へ発信できるような施設としてつくっていく、そして、それを非常に連携のしやすい位置、

場所、スペースも考えてつくっていただければ一番理想ではないかと思っております。

次へまいります。高度情報化拠点整備の中で、今も述べましたように、生涯学習センターの理想を達成するためには、やっぱり県の施設の中へ図書館と併設の中で連携をとってやっていくことがいいのではないかということで、仮に高度情報化拠点の中にちょっと位置づけられるというようなことだと、何か不便、生涯学習センターとしての機能がなかなか果たせない、無理な点が出るのではないかと危惧するところですが、その点はいかがでしょうか。

新藤企画部長

甲府駅の北口というところが、前々から申し上げておりますように、交通の利便性が高く、さまざまな人々や情報が交流をする結節点となり得る、本県のみならず玄関口であります。このため、私どもが今考えております高度情報化拠点には、情報通信産業の立地に加え、人々や情報が幅広く交流する機能を持たせ、新しい知識や技術、文化的価値を生み出すことができる環境を整備したいと考えております。

こうした拠点の中に生涯学習の機能を整備することは、情報化の進展や、今後ますます産学官の連携が求められる時代にありまして、生涯学習の発展を図る上においてもむしろ好ましいことではないかと考えておりますが、いずれにいたしましても、先ほど来お答えしていますように、明年度策定をしましてまいります高度情報エリアに関する整備方針の策定の中で検討させていただきたいと思っております。

進藤委員

まず、図書館も生涯学習センターも、1日も早くつくってほしいという声が多く聞かれるわけですが、今、部長さんの方からも、今から考えていくというようなお話なのですが、この整備方針を策定していく計画はどのようになっているのでしょうか。

新藤企画部長

高度情報エリアの整備方針の策定に当たりまして検討していただく項目としましては、現在、図書館と連携した高度情報化拠点の機能であるとか、あるいは施設の効果的な配置であるとか、また、民間活力の活用方法など、より具体的に内容を整理し、とりまとめていく考えであります。この整備方針の作成に当たりましては、関係団体の代表者や、専門的な知識を持つ方々で構成をいたします検討組織を設け、幅広い視点からの御意見を伺うというふうに考えておまして、御指摘のように、可能な限り早期にこういった整備方針がとりまとめられるように努力してまいりたいと考えております。

進藤委員

ありがとうございました。それで、検討を進めていく中で、いろいろな関係者の方の意見を聞いて進めていくというお話なのですが、生涯学習センターの方から考えますと、いつも生涯学習センターにかかわる重要な課題があるときには、生涯学習審議会というのを設置して検討を進めてきて、第4期までそういう審議委員の方々がいろいろな課題について検討してきたというお話を承っております。

今回においても、生涯学習センターが新しい建物の中に入り、情報エリアの中へ設置されるという、画期的なことでございますので、非常にしっかりと検討した上で、どういう生涯学習センターの中身がどうあるべきかとか、どうなったらいいのかということをも十分考えた上で箱ものをつくる方向へ考えていかなければいけないと思うのですが、その生涯学習審議会のような

方々については、いかがでしょうか。

新藤企画部長 この検討をするメンバーの中には、生涯学習の専門家にも入っていただくことを予定しております。

（いのちのセーフティネット体制推進事業について）

進藤委員 ちょっと管轄が違ふと思いますので、生涯学習センターの方ともまた連携をとりまして、審議会を設置するかどうかというようなことも、ぜひ横の連携もとりながらお願いしたいと思います。

では、次に行きたいと思います。74ページのいのちのセーフティネット体制推進事業費について伺います。我が国では、平成18年10月に自殺対策基本法が施行されました。自殺者が増加した背景には、健康問題はもとより、経済や生活問題、家庭問題など、さまざまな社会的要因が複雑に関係しているため、同法では自殺予防対策を総合的に推進し、地方公共団体には地域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を課しています。

山梨県の状況は、平成18年の自殺者数は、県外からの自殺者を除き248人、人口10万人に対し28.6で、全国の中で第10位であります。平成16年から平成18年までの3年間の増加率は山梨県が4%の増加、全国平均は2.4%の減であり、全国ワーストワンになってしまいました。

そこで、この汚名を挽回し、県民の心と命を守るためにこれまで以上に強力に自殺予防対策を推進すべきであると考え、以下、幾つか質問させていただきます。

まず、自殺予防推進大会について伺います。自殺予防推進大会の開催は、内容的には基調講演やシンポジウムを行い、県民に基礎的な意識啓発を図るものと伺っております。県内の自殺者は男性が多く、その中でも従業員100人未満の企業の従業員が20.8%、自営業の18.6%などが多く、初めて開催されるこの推進大会を成功させるために事業所を初め、民生委員など、多くの関係者に自殺予防に関する知識や理解を深めていただくことが重要と考えられますが、多方面にわたる大勢の参加者を促すために、どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

中澤福祉保健部長 御質問の自殺予防推進大会は、9月10日から始まります自殺予防週間に開催いたしますが、県広報等さまざまな媒体や、いのちのセーフティネット連絡協議会というのがございまして、そこに参画していただいております中小企業団体中央会とか民生委員児童委員協議会を初めとする関係団体、機関等を通じまして、広く県民の皆様には周知をして多くの参加を呼びかけたいと考えています。

進藤委員 次にいきますが、同じ事業の中で、教育研修事業費がありますが、出張メンタルヘルス講座が新設されますが、講座の回数や内容について伺います。

中澤福祉保健部長 出張メンタルヘルス講座でございますけれども、各保健所におきまして中小企業や自営業などからの求めに応じ、精神科医を派遣し、職場における心の健康づくりに関する講座を行うものでございます。

この内容でございますけれども、うつ病の症状、治療などの基礎知識でありますとか、職場で心の健康を害した者が発生したときの対応方法などを想定しております。各保健所、5つありますので、10回ずつ、合計50回の講座を予定しております。

進藤委員 20年度は50回ということなのですが、事業数などを考えまして、その大体何%ぐらいがそれを利用するように考えていらっしゃいますか。

中澤福祉保健部長 今、何%ということではできませんが、実施方法といたしましては、事業協同組合において、複数の中小企業の事業主の方を対象とする方法もあるでしょうし、また、商工会とか商店街組合において自営業者に集まってもらってやる方法、また、単一の事業所におきまして、事業主の方と、また従業員の方と一緒にやる方法、いろいろあると思います。そういったものを工夫する中で、より多くの方に利用していただけるように計画していきたいと考えております。

進藤委員 ありがとうございます。
次の、内科医研修会の開催について、その目的と回数などについてお願いいたします。

中澤福祉保健部長 うつ病というのは御案内のとおり、早期に発見して適切な治療を受けるということが非常に大事でございます。しかしながら、うつ病の初期には、食欲がないでありますとか、よく眠れないとか、体がだるいという症状があらわれますので、最初からうつ病を疑って精神科を受診される方というのはまれでございます。このため、初期のうつ病患者が最初に受診することが多い内科等のかかりつけ医を対象としまして、うつ病の診断方法などについて研修を実施するものであります。これによりましてうつ病患者を早期に発見して、必要に応じて精神科医の専門的な医療につなげていくことができると考えております。

回数ですが、研修は2回を開催して、1回当たり40人定員、計80人程度の受講を予定しております。

進藤委員 本当に自殺予防については、まだまだ法律ができたばかりですし、皆さんが自殺ということはなるべく口にしたくないというような県民性というんでしょうかね、そういうものがありますので、今まで余り勉強しなかった面もありますので、非常に精神科医も不足している中で、このような事業を計画してくださるということは、本当にありがたいことではございますが、内科医の先生方も大変忙しく、そういう研修になかなか出られない方もあるのではないかと思いますので、ただいまのような回数で先生方が講習を十分受けられるのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

中澤福祉保健部長 実施方法につきましては、先生がおっしゃられましたように、いろいろ先生方もお忙しいものですから、県の医師会とも相談いたしまして、お集まりいただける最もいい方法を考えて実施していきたいと考えております。

進藤委員 自殺予防は県民1人1人の気づきと見守りが大切で、県民1人1人が自殺予防の主役と考えて、みんなで取り組んでいくことが必要だと思います。県民がどれだけ自殺予防について理解し、何ができるか、どのように活動するかを考えていくための啓発活動が非常に重要であります。そのためには、県の自殺予防対策推進のリーフレットをつくったり、これを全戸配布したり、ホームページなどの広報活動に力を入れることが大切だと思いますが、お考えを伺います。

中澤福祉保健部長 リーフレットでございますけれども、市町村役場とか病院とか公的な施設といった、目につきやすい施設に置かせていただきまして、悩みを抱えている人に的確に情報が伝わって、最もふさわしい相談窓口に行き適切な助言を受けていただけるように配布先をいろいろ検討していきたいと思っています。

また、県のホームページを活用した広報も行いますし、ホームページ以外にも県や市町村の広報紙等、さまざまな媒体を通じまして、今おっしゃいました大変必要な自殺問題の普及啓発に取り組んでいきたいと思っております。

進藤委員

自殺を踏みとどめるための事前予防として最も大切な対策は当事者の悩みを顔をあわせずに聞いてやれる電話相談事業が非常に有効だと考えます。平成13年から開局して活動している任意団体の、山梨いのちの電話の活動には深く敬意をあらわすところでございますが、相談件数は年々増加して、平成18年度は5,888件、男性が約6割と多く、年代も10代から70代までと範囲も広く、特に30代、40代の方が多く、相談1人当たりに対する時間も長く、また、電話や相談員もふやさなければならない大変な状態に直面していると伺いました。

県は、このような現状をどうお考えでしょうか。県として自殺防止のための電話相談はしているのでしょうか。

中澤福祉保健部長 山梨いのちの電話が、深刻な悩みを抱える人々の相談に応じまして適切に助言することで、本県の自殺予防に大変貢献していただいていること、また、相談件数が増加する中で、電話相談員の確保、あるいは活動資金の捻出に御苦労なさっていることは承知しております。

一方、県では、県福祉プラザ内のストレスダイヤルというのがございまして、そこで悩みの全般について夜間や土日、祝祭日にも専用回線で電話相談を受理しております。各保健所でもまた同様な電話相談を実施しております。ちなみに18年度相談件数、ストレスダイヤルは5,877件、保健所も3,267件というような状態でございます。これらはいずれも自殺予防のみを直接目的としたものではございませんけれども、家庭内の問題でありますとか職場の問題、あるいはうつ病への不安と、言ってみれば心の健康に関する幅広い相談に応じておりまして、自殺予防ということでも貢献しているのではないかと考えます。

進藤委員

本当に自殺を考えている人は、いろいろなところへ電話をかけて自分の悩みを話したいというようなことがあるそうでございます。しかし、昨日お会いした電話相談員の方は、電話相談は、混み合ってしまった、「幾ら電話しても通じない。」と言われる、ということをお話しておりました。本当に回線数もふやしたり、相談員もふやしたら、ということを感じたわけですが、この山梨いのちの電話の会では、新規相談員の養成研修とか、あるいは相談員継続研修、講演会や、あるいは公開講座の開催、広報紙の発行など、会の運営や事業などの資金はすべて会費と寄附金で賄っていると伺っております。大変驚いているわけですが、他県では県で600万円の予算をつけて活動を援助しているというようなお話も伺っております。

これは要望でございますが、ぜひ、また来年度に向けて、せめて相談員の養成の事業、これは1人1年間、講座に出席をして、そして講義を受けて、

その参加費が4万円かかるそうですが、自己負担で、もちろん交通費も、電話相談に出るときも自弁でやっているのだそうです。で、相談員が減ってきてしまっている。なかなか養成講座を募集しても、受ける人が最初は大勢だったんだけど、少なくなってしまったということで、毎年10人ぐらいしか、その資格を取られた相談員の方が誕生しないのだそうです。関係者の方は、せめて半額でも講習会費を負担していただければ、もうちょっと応募なさる方もふえるのではないかとということもおっしゃっていましたが、ぜひ、県の方でも何らかの形で支援をしていただくといいなことを考えていただければ、非常にありがたいと要望したいと思います。

次へ進みます。この電話相談事業ですけれども、いのちのセーフティネット体制推進事業の中に電話相談という事業をしっかりと位置づけて、そして予算化をして、山梨いのちの電話の方に委託をするなり、そういう方法を考えて、とにかく電話相談事業をもっと強力に進める方向で考えていただけないでしょうか。

中澤福祉保健部長 今年度、自殺予防に関する関係機関の団体で、いのちのセーフティネット連絡協議会というものを設置いたしました。この中に、山梨いのちの電話の幹部の方にもメンバーとして加わっていただいております。県との連携を強化をしたところでございます。今後は自殺予防におきまして電話相談の果たす役割は大変大きいものでございますので、県としてどのような連携、支援ができるのか、この山梨いのちの電話とも十分相談をさせていただきたいと考えております。

進藤委員 大変うれしい御答弁でございます。ぜひ話し合っ、良い方向に進めていただきたいと思います。

最後に、増加率全国ワーストワンの山梨だからこそ、他県にまさる、このいのちのセーフティネット対策を進める、力強い政策を講じていただきたいと思います。御所見を伺いたしたいと思います。

横内知事 本県の過去3年間の自殺率のふえ方が全国トップだということで、大変に厳しい状況でありまして、この自殺防止対策というのは大変に必要性の高い施策だと思っております。来年度は、今、御説明をいたしましたように、自殺の実態をかなり分析をした上で、きめ細かな自殺予防対策を講じようとしているところであります。対策が進んでいる県の状況も十二分に分析をした上で施策を組み立てましたので、決してそういった先進的な県に比べて遜色のない策だと思っております。

今後ともこの自殺の実態を踏まえながら、さらに必要があれば追加的な施策を講ずるなど、適切な対策をとっていきたいと思っております。

進藤委員 どうもありがとうございました。本当に力強い御答弁をいただきまして、私も議員の立場で一生懸命、協力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

（環境行政について）

岡委員 それでは、私は昨日に引き続きまして環境問題についてまずお聞きしていきたいと存じます。

予算概要の100ページ。最終処分場推進費に23億700万円余計上されているわけでありまして、昨日、河西議員もお聞きになったわけ

ありますが、私は違った観点でお聞きしていきたいと思いますので、現在までの事業費と、それから今後の見通しについて伺いたいと存じます。

今村森林環境部長 最終処分場の現在までの事業費と今後の見通しはということでございます。環境整備事業団がこれまでに要した経費といたしましては、平成18年度の決算ベースで、歳出総額が20億2,000余万円となっております。主な支出内訳としては、建設費が3億6,000万円、調査の設計費、これは設計を3回ほどやっておりますし、それらの経費が重なって5億7,000万、それから人件費が3億9,000万であります。借地料は2万7,500余万円、それから借入金の利子が1億890余万円、主なところはそういう状況になっております。

また、今後の見通しということでございますが、環境整備事業団が昨年3月に公表いたしました概算収支計画でございますけれども、その中で、今後平成36年度までの収支の中で支出額につきましては、74億1,000余万円ということが出されております。

以上です。

岡委員 そうすると、今までの分と、今回、23億700万円を投入するわけですけれども、今後はどのぐらい投入していくのでしょうか。

今村森林環境部長 今後の県の補助金ということになりますと、20年度で基本的には建設費が終わるということですから、建設費に対する補助金というのは終了することになるかと思えます。あとは人件費の助成ということが出てくると思えます。

それから、あと、環境影響調査といいますか、周辺の環境の調査費等がかかりますので、その経費の2分の1程度を今後助成していきたいと考えております。

岡委員 そうすると、今、御説明いただきました74億1,000万円のほかにさらにかかると考えられておるのですか。

今村森林環境部長 その額は当然、74億円の中に含まれております。

岡委員 そういう中で、処理費を含めた収入はどのぐらいを予定しているのでしょうか。

今村森林環境部長 収入額につきましては、74億8,300万円ということで収支差額が約7,000万円ということを事業団の方から公表させていただいております。

岡委員 ただいまの御説明、今までの説明、あるいはまた、私の場合にはマスコミ等々を含めて認識しているわけですけれども、再度確認をさせていただきたいと思うわけです。

つまり、今のお話のように、支出金額が74億1,000万円余、それから収入金額が49億8,000万円余を含めた、処分料金を含めた収入が74億8,300万。7,300万余が黒字だと御答弁いただいたと思うわけですが、それによろしゅうございますか。

今村森林環境部長 それで結構でございます。

- 岡委員 大変失礼ですが、知事さんもそのように御認識なさっておられるのでしょうか、お聞きしておきます。
- 横内知事 30年間という管理期間も含めて長い事業でございますけれども、収支均衡が図れるように努力をしてみたいし、また、図れると思っております。
- 岡委員 私は、大変失礼でありますけれども、この、県の処分場は非常に厳しい運営をしていかなければならない。つまり、今、お話しの中では、今後の経過の中で7,300万円余が黒字だと言われたわけでありまして。しかし、実際問題として、私の調査の中ではちょっと違う点がありますので、委員長、恐れ入りますが資料を配っていただきたいと思っております。事務局長の方でお願いします。（資料を配付）
明野処分場は5.5年間、埋め立てするわけでありまして、約26万トン、年平均でいきますと4万7,000トンを見込んでいるわけでありまして。平成18年3月の県の廃棄物総合計画概要版では、17年から22年の5か年で18.8%の減量を行うと言われております。年平均の最終処分場への廃棄物投入量は何トンで何立米になるのでしょうか。お聞きしておきます。
- 今村森林環境部長 明野処分場におきます現計画での廃棄物の埋め立て容量につきましては、20万7,000立方、26万トンが全体でございます。これを5.5年ということでございますので、年間平均では3万7,000立米、4万7,000トンと推定されます。
- 岡委員 お聞きいたしましたように、約4万7,000トンが年間入るわけでありまして。今、お手元へお配りさせていただきました資料でございますが、安定型5品目、それから管理型13品目という言い方が今まで一般的にされているわけでありまして、この受け入れ単価等を見まして、関東地域と関西地域、これらにつきましてもこういう金額になっているわけでありまして。そこで当局にお聞きするわけでありまして、今、当局は何を一番多く投入し、そして次には何を、次は何、3つ挙げていただきたいと存じます。
- 今村森林環境部長 埋め立て期間が5.5年ということで、受け入れ廃棄物の受け入れ量につきましては、瓦れき類、これが12万2,000トン、それから廃プラスチック類が3万9,000トン、汚泥が4万4,000トンとなっております。
- 岡委員 1番が瓦れきで、2番が廃プラで、3番が汚泥だと、こういうふうに御答弁いただいたわけでありまして、それらの費用の中で、この資料を見ますと、一番多い瓦れきが14億6,300万円余という形で当局の資料が出ています。それらを含めて見ていきますと、本県の金額は、瓦れきは1万2,000円、一般的にはこれは2,500円。あるいはその中で廃プラは、本県は2万9,000円で、ほかのところでは5,500円から7,500円という金額になっているわけです。
つまり、トン1万円以上が高く見積もられているわけでありまして、この辺についてのお考えをお聞きしておきます。
- 今村森林環境部長 このペーパーでございますけれども、中身と考え方について御説明させていただきます。

まず、安定型品目による受け入れ単価と、それから管理型品目による受け入れ単価というぐあいになっておりますけれども、これは、上の方の欄が、実質的には安定型処分場ですね。それから、下の方が管理型の処分場の受け入れ単価という表だと思います。明野の処分場は管理型の処分場でございますから、上の方の表の右側に本県と書いてあるのは、これはおかしいと思います。比較をするのがおかしい。そもそも、下の方へ、書くのであれば書いていくということが基本的なところではないかと思っております。そういうことで、この単価等につきましては、下の方で計算しなければならないと思っております。

また、出典が、どこから出ているかというのが私どもでわかりませんので、出典がない中で説明をするということになりますけれども、まず、この安定型の受け入れ品目というところで見えていきますと、この単位が立米/円という格好になっていきますけれども、これは逆だと思います。

そういう中で、この関東地区、関西地区の単価でございますけれども、瓦れきにつきましては、建設物価という公表されている数値がございます。これで見ますと、関東地区のデータにつきましては、私どもが承知しているのは1万円から1万5,000円という公表されたデータがございます。それから、安定型であっても、瓦れきとか廃プラとかが全部同じ金額というのは、実際運用している中ではほとんどないのかなと思っております。もし、こういう形で単価を設定しているとすれば、かなりいいかげんな処分場ではないかと思えます。

下の方の管理型の処分場でございますけれども、この料金でございます。実は、料金の出典がわかりませんので、何とも評価のしようがないのですけれども。トンであったり立米であったりというようなこと、それから、「～」がついていますが、これが最低価格ということかどうか、ちょっとわからないのですけれども、本県の明野の処分場の料金というのは、関東近辺といえますか、この周辺の公共関与の最終処分場の料金を参考にしております。この公共関与の処分場というのは、本県の場合には安定型の処分場も含めて、ございません。ところが、他県の場合は40か所とか50か所の処分場がある中で、公共関与の料金というものを設定して、これで競争力があるというようなことでございますから、決して高いということはないと思っております。

ここは重要なところですから、ちょっと丁寧にさせていただきたいと思えます。

こういう中で、なおかつ、県内の業者は、例えば愛知とか広島とか、遠くは福島というようなところまで、いわゆる運搬費を払って、その単価で持っていっています。この数字が正しいかどうか、私どもにはわかりませんが、これに単純に1万円とか、そういう数字が乗っかってくるというようなことが一般的にはあるわけでございます。

岡委員

大変失礼でありますけれども、これはインターネットで取ったものです。ですから、間違いはない。そのところだけははっきり。

もう時間が、あと6分しかありませんから、もうこれ以上、このことは、今後また……。

それでは、そういうことで、実は、これは間違いなく、私は、そういうことで、インターネットで取っておりますから、いいかげんな書類じゃないことははっきりさせておきます。

それから、最後に、もう時間がございませんから、知事に伺いたいと存じ

ます。これからの時代はまさにゼロエミッション社会になるわけであり、つまり各企業におきましても、ISO14001などを取得しながら、減量あるいは分別なんかをやっていっていると、私は理解しております。そういう中で、私の感覚の中では、赤字になる明野の処分場。減量化していく中で5.5年ということでございます。知事は、いつも、ことあるごとに総合的な環境政策を積極的に進めていくと言われていたわけであり、この問題につきましては、赤字が見込まれる明野処分場と、廃棄物減量化問題について、盾と矛の矛盾の関係があるわけであり、知事の全体的な考え方を。

横内知事

明野の処分場につきましては、先ほども御説明しておりますように、赤字が出ないように努力しないと申し、また、赤字にはならない、収支は均衡すると確信しております。

ゴミゼロ社会実現を目指して努力することは当然でございますけれども、一遍にごみがゼロになるということはないわけであって、一定の廃棄物はどうしても出てきて、それに対して処分をしていかなければならないわけであり、本県の場合には、47都道府県の中でも、恐らく1つかあるいは2つでありますけれども、処分場がないという県でありまして、しかも、全国的には各県とも、自分の県にほかの県から入ってくるのを抑制する、廃棄物の搬入を規制するという動きがだんだん強まってきているという中で、例えば本県に産業立地する企業にとっても、処分場がないというのは、やっぱりマイナスでありますし、本県の経済の持続的な発展と県民の生活環境保全のために、処分場の確保は必要なことだと思っております。

（教育行政について）

岡委員

ありがとうございました。積極的に御努力をいただきたいと思っております。

それでは、次に教育関係について、教育行政について伺いたいと思うわけですが、時間がございませんので、先に83ページ、県立高等学校整備構想策定事業費として140万円ほど計上されておりますけれども、魅力ある高校づくりを進めると言われておりますが、これについて内容をお聞きしておきたいと思っております。

・瀬教育長

魅力ある高校づくりを進めるためには、生徒のニーズを踏まえた学科や教育課程により、生徒の多様な個性や進路希望にこたえる、特色を持った高校であることが重要でございます。

新たな構想には、これまで各高校が取り組んできた特色づくりを踏まえた中で、今後10年を見通した全県一学区に対応した高校のあり方、それから生徒減少期における規模の適正化、時代のニーズに対応した高校教育のあり方などについて盛り込んでいく考えでございます。

岡委員

全県的な高校のあり方ということですが、私は定時制高校、とりわけ中央高校について、この中で検討していただきたいと思いますと考えているわけであり、（写真パネルを示す）特に見ていただきたいと思いますと思うわけであり、これは御案内のように、中央高校の、ここが今特別室になっているわけですが、この特別室の中には、このような形で絵画室と書道室があるわけですが、本当にがらくたの中で絵をかいたり、学んだりしてきているというのが実態でありまして、この定時制が昭和45年に建設されて、実質的

に46年からということでありまして、約40年近くもたっている老朽校舎であります。

私は、そういうことからして、ぜひこれについて今回の中で決定していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

・瀬教育長

中央高校の校舎につきましては、耐震等の点検の結果、安全性や機能性については今のところ不備はないというようなことですが、今、御指摘のように、既に40年近くが経過しているという中で、老朽化、それから狭隘化が進んで、中央高校の整備につきましては、その必要性を痛感しております。

（財政健全化と20年度予算編成について）

丹澤委員

「花にあらしのたとえもあるぞ。さよならだけが人生だ」、こうたったのは井伏鱒二であります。年金も退職金もみんな使われてしまう。団塊の世代は邪魔だと言われた昭和22年組も、いよいよあと数日で退職であります。人生の最も大事な時間を山梨県に捧げた県庁の仲間たちに心からねぎらいの言葉を申し上げます。あしたからおっかないものは、もう、おてんとうさんばかりです。今まで端っこを歩いていたゴルフ場も、堂々と真ん中を歩いてください。いつも山梨県のためにということで、思いを描いてきた職員のお気持ちを含めまして質問させていただきます。

健全化と20年度予算編成についてということで、概要の6ページであります。三位一体改革が県政に与えた影響でありますけれども、本県は三位一体改革で550億円も減額されました。何が減ったかといいますと、平成15年と平成20年を比較いたしますと、地方交付税と国庫支出金で850億円。移譲された地方税はたった300億円であります。差し引き550億円が減額になったわけでありまして、平成15年と20年度のこの予算を比較いたしますと、性質別の予算で見た場合、どこを減らして、この550億円の収支均衡をしたんでしょうか。

古賀総務部長

お答え申し上げます。今し方、15年の決算と20年の予算を比較した数字ということで550億円とおっしゃられましたけれども、ちょっと私の方の手にある数字では、516億円ということでございますので、そのベースでお答えをさせていただきます。お許してください。

それで申し上げますと、投資的経費が約560億円の減、そして義務的経費、これが87億円の減、一方で一般行政経費が99億円の増ということで、合計がマイナス516億円ということでございます。なお、一般行政経費の99億円の増につきましては、これは介護保険とか、あるいは老人医療といったような社会保障関係費の増が主な要因でございます。

丹澤委員

地方財政計画において、今後ともこういうふうな地方交付税や国庫支出金の減少は続くと思いませんか。

古賀総務部長

地方の立場といたしましては、今、三位一体改革によります一般財源の減によりまして、本県もそうでございますけれども、全国的にぎりぎりの財政運営を強いられているという状況の中で、もちろん、必要な一般財源の確保、特に三位一体改革前の復元といったようなことを、今、知事会を挙げて要望しているという状況ではございますけれども、一方で国の基本的な方針といたしましては、例えば基本方針の2007でも、国、地方を通じて歳出全般

にわたり計画的な抑制を図るとされておりまして、また、これは忘れてはならないことといたしまして、交付税特別会計の借入金というのは、今、33兆6,000億円ございますけれども、これが地方共同の借金ということで、これを、これから20年間かけて返していくということになっております。これは単純に年平均でいきますと、約1兆5,000億円ということになりますが、これが言ってみれば交付税から出口ベースで差し引かれて出てくるということになりますから、そういうことを総合的に勘案しても、少なくとも楽観的な見通しというのはできないと思っておりますし、精いっぱい国に対して強く要望して、何とか、少なくとも現状維持をしてもらうということが何よりも必要だという認識を持っております。

丹澤委員

一般財源は今後減り続けるだろうと思っております。というのは、交付税を、先ほどの交付税で見ますと言っていて、どんどん約束しているわけですから交付税はますます減っていく。山梨県の場合には、この1兆円の債務残高を減らすということで、地方債をまた減らさなければならない。そういたしますと、ますます地方財政は縮小していくわけでありまして、横内知事が新しい施策を展開しようとしても、財源確保がなかなか難しい。

この財源確保をどうするかということ、これはもう自明の理でありまして、「入るをはかりて出るを制する」ことなのであります。歳入をふやす方法については、また後で聞くといたしまして、出るを制する方の歳出をどうやって削減していくかということについてお尋ねをいたします。先ほど、560億円 516億円という話がありましたけれども、そのうち、減らして収支均衡をあわせたのは何を減らしたかということ、投資的経費を560億円減らして、そして収支の均衡を図った。今、限界集落、声もあげられないお年寄りが住んでいる小さな集落を守っているのはだれか。これは地元の小さな土建屋さんが守ってくれているんです。県は守ってくれない、市町村も守ってくれない、自分たちも力がない。山が崩れた、道が崩れた。そこで小さな土建屋さんが行って直してくれている。こういうところに仕事があるようにしなければ、これはなかなか限界集落を守れない。そういうことで、準公は、大事な、山梨県にとっては大事な仕事だと思っております。ぜひ、こういう財源を確保していただきたいということでありまして。

県の財政の弾力性を見るときに指標の中に、経常収支比率というのがあります。この経常収支比率は、かつては日本的うまみだといって自慢して、知事に立候補した人がいます。今、何と91.5%。かなり悪くなっています。県が存在するだけでもって支出してしまうお金が、県があるだけで入ってくるお金の91.5%を占めているということですから、ゆゆしきことなんです。91.5%のうちで人件費の経常収支比率は41.2%。そして、公債費、借金の返済額は27.3%。この2つを合わせただけで68.5%を占めております。公債費の経常収支比率を改善するためには繰上償還しかありません。未償還元金のうちで、今、借入利率の高いものを政府資金と縁故資金で教えていただきたいと思っております。

古賀総務部長

未償還の地方債のうちで、最も高利率なものということで、18年度末現在で申し上げますと、政府系資金では、下水道の企業債の関係ですけれども、公営企業金融公庫からの借入で7.6%という高利のものが、残高として3,000万円ございます。また、銀行等の引受の縁故資金でございますけれども、これについては7.3%という利率のもの残高が700万円でございます。これらは、いずれも、間もなく、19年度末と20年度末でそれぞれ

完済をするということを予定しているものでございます。

丹澤委員

この時代に7.6%という高率のものがあるわけですから。しかし、この繰上償還というのはできるんでしょうか。

古賀総務部長

地方債の繰上償還につきましては、かなり以前から市場とか貸付機関の、つまり金融機関の資金運用計画を混乱させるということで、基本的にしないようにということを国から言われているわけですが、さらに平成12年に、資産の時価評価制度が導入された際に、地方の繰上償還が地方債価値の下落を生んで、これが金融機関の経営に大きな影響を与えたということで、このときに全国的な動向を踏まえまして、本県におきましても繰上償還の条項を既に削除しております。したがって、繰上償還は現在といたしましてはできないという考え方をとっております。

丹澤委員

私がかつて企業局にいたときに、政府資金の、高い率のものを返すために、ある役員のところに行きましたら、ふかふかのじゅうたん、豪華なシャンデリアで、英字新聞を読んでおきまして、「君たちは何だ」、「金を返させてもらいたい」と言ったら、「そんなことできるわけじゃないか。よく貸付証書を読んでこい」と言われてはねのけられました。財政投融资を使って金を貸しているところが7.6%、地方がまさに存廃の危機に瀕しているときに、その態度。びっくりいたしました。しかし、経営の悪いところは返さてくれるということで、繰上償還が認められていますから、ぜひ、大変でしょうけれども、努力をしていただきたいと思えます。

しかし、繰上償還ができないということであれば、あとは人件費の抑制しかないんです。先ほども言ったように、行革大綱では前県政よりも1ポイント上げて、5.6%にいたしましたけれども、これで経常収支比率はどれくらい改善されるんでしょうか。

古賀総務部長

職員数の削減につきましては、なかなか短期的に人件費の削減効果を生みにくいという問題がございます。これはもちろん、理屈といたしましては、退職の補充で結局、調整するということになりますので、新規採用者数を抑制しても、もともと新規採用者の人件費が安いということから、なかなか短期的には人件費の削減効果が出ないということではございますけれども、ただ、中長期で見ますと、例えば16年以降、これまでに375人を削減いたしました。これは1人当たりの平均人件費786万円を中長期的な平均的な給与として掛けますと30億円の縮減効果に相当いたします。また、行革大綱におきまして、これから4年間で633人の減という計画を立てておりますけれども、これに1人当たりの人件費、つまり、これは、生涯的な平均給与ということで、これを掛けますと、約50億円という数字が出てまいります。そういう点では、16年以降、これから行革大綱で計画しているまでの期間での職員数削減によりまして、単純試算では、年平均で80億円程度の縮減効果が出てくるということでございます。

ただ、経常収支比率ということと言いますと、もちろん歳入面がどうなってくるかというのが一番大きな要因でございますので、その試算は非常に難しいわけですが、歳出面ではそうした形で最大限の努力ということに取り組んでいるところでございます。

丹澤委員

私は、県庁職員の首を切れと言っているのではないわけですが、実

は、私はこの間、ある企業の人と話をいたしましたら、県庁も年齢の上の人たちがうまくやめられるような仕組みをつくったらどうか、という話がありまして、「いや、やめたって採用するんだから同じですよ」という話をしたら、そうじゃなくて、1,000万円の人をやめて300万円の人を採用する。例えば、57、58、59歳ぐらいの人たちに、年間給料の40%を退職金に上乗せしてやめてもらう。残りの年数はもう給料を払わないわけですから、300万円で済むということになりますと、これはかなり効果があるじゃないかと。

こういう選択肢をつくっておけば、今、ライフスタイルは非常にたくさんありますから、56でやめた方がいい、と思う人もいるかもしれません。私どもの会派の武川さんは、「どうせ人間って70だ」と。「70まで金がありゃいい。だから使うなら今のうちだ」と、よく言いますけれども、その人たちが県庁に60歳まで勤めるか、3年、4年残してやめるか、それぞれの選択肢ですから、そういうふうな制度をつくっておいてやれば、あるいは「私はやめた方がいい」と思う人がいるかもしれませんので、こういう制度、どうでしょうか。検討するということがいかがですか。

古賀総務部長

早期勧奨退職制度につきましては、かつて本県におきましても平成12年度から15年度に45歳から55歳の職員ということで制度を実施いたしました。このときには特に団塊の世代を中心に149名の職員が早期退職を実際にしたということでございました。実は、この早期退職制度というのは4年間でしたけれども、今も勧奨退職という制度はもちろんあるわけでございまして、これは50歳以降で最大20%の上乗せというのが今も制度上はあるということでございますけれども、こういう中で現在でも55歳でやめる職員につきましては、10%、つまり2,000万円ちょっとだと思しますので、標準的なところからいいますと、この1割ぐらいの200万円ぐらいがプラスをされるという制度が、今、全国的な制度として、本県にもございます。

これにさらに上乗せをするということについては、一つは、既に団塊の世代については退職年齢を迎えていて、年齢構成的にはもうフラット化しつつあるということ、あと、退職手当の支給水準については、近年、方向的には引き下げるとい方向である中で、さらに上乗せの制度をつくるということについて理解が得られるか。また、そういうことについてその制度を導入した場合に、ほとんど退職間際の人にとっては、得られる給料と退職金の割り増しとをはかりにかけた場合には、相当給与水準が高い方、退職間際の方ということになりますので、どの程度の手が挙がるかといったようなこと。これは実は全国的には、55歳以上の特別な割り増しというのを設けている県は幾つかあると聞いているんですけども、関東近県ではございません。こちら辺の効果も一度、私どもも検証してみたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもそういう総合的な検討が必要と思っております。

丹澤委員

いい人は早く死にますから。早くやめて、もらった金でゆっくり人生を楽しむという選択肢もあっていいはずですから、ぜひ検討してみてください。2%なんていうもんじゃないんですよ。40%とか30%、そういう高額をやっても、決して損にはならないはずなんです。だからぜひ検討してください。

投資的経費と一般行政経費の削減についてでございます。知事が施策を展開するには財源を確保しなければならない。それには既存の事業を大胆に見

直して、成果や効果があらわれないものは、さっさとやめなきゃだめなんです。何者も恐れず、ひるまず、勇気を持って廃止しなければ、これは財源が回っていかない。本県には1,400の事業があるそうでございます。知事さん、18年度にはこのうち600の事業を政策アセスの対象にして、廃止したのは60、生まれた財源は約2億6,000万円。この数字で知事さん、どうでしょうか。よくやっているとお思いでございましょうか。

横内知事

600の事業で、廃止したものが60ということでありますから、1割を廃止しておるということになるわけであります。それが非常にやっているのか、あるいはまだ至らざる点があるのか、その辺の評価はちょっと差し控えますけれども、議員がおっしゃるように、常に政策の費用対効果を見直しながら、不必要なものはスクラップしていくという努力はしていかなければならないと思います。

丹澤委員

知事さんが「暮らしやすさ日本一」というものを目指して新しい施策を展開するんですよ。今までの基本事業を残したままで、2億6,000万円くらいで新しい事業の展開はできない。大胆に、もう、効果の上がないものはやめなきゃだめなんだ。そのためには、行政というのは、不要不急事業はしないと決めています。不急事業はあっても、不要事業は絶対ない。やれば必ずいい行政だと言う人が絶対にいるわけですから。だから、不急事業は簡単です。順位をつければいいわけですから。しかし、この不要事業というのはないわけですから、つぶすことは大変難しいと思います。もし自分たちでできなければ、スクラップする仕組みを第三者につくってもらう必要があると思いますけれども、このアセス、どうですか。担当部長さんとして。

新藤企画部長

今、御指摘のように、本県におきましては、政策アセスメントを平成11年度から実施して、これまでにいろいろな改善点等を積み重ねてまいりまして現在のようシステムになっているわけであります。この中で、やはり指摘されましたように、成果が上がっていない事業といったものについては、当然にこれをやめる、廃止する。あるいは、その一部を休止するといったようなことの取り組みをしてまいりました。今、御指摘のように、この政策アセスそのものは、基本的に本県で行っている事業そのものについて県民への説明責任を果たしたり、あるいは職員の意識改革を行うといった面で活用している制度でございますが、今現在は、政策財源を確保するために大胆にこれを使って、事業そのものをやめるとかといったことにまではなっていません。ただ、これについては、運用次第という部分もございまして、今後、研究させていただきたいと思っております。

丹澤委員

労力をかけて、県庁の全職員が事業を見直ししているんです。評価に結びつかないなんていうことはやめた方がいい。そんなむだなことはやめた方がいいですよ。これはしっかりと。時間がないからこれ以上言いませんけれども。

大分県の「いいちこ」というしょうちゅうがありますね。あの「いいちこ」が成功したのは何か。メーンターゲットをしっかりと定めた。年齢は30代後半から40代、地下鉄で通勤して、日経新聞を読んで、週刊誌は文春、年収は600万円と定めた。これは30年前ですよ。そして、それをターゲットにして広告を全地下鉄に張った。これで「いいちこ」が成功した。つまり、目標を明確にしてやる。ターゲットをしっかりと絞る。私は、これが大事だ

と思います。

きょうここへ、いろいろ出していただきました。姿がわからない。信玄公祭りに3,000万円出す。3,000万円が高いか安いかわからない。それは事務方が、よろいは幾ら、ポスターは幾ら、旗は幾らと、しっかりと計算している。その3,000万円を使ったら山梨県がどうなるのか。どこから山梨県に何人呼んでくるのか。そういうふうな姿を見せていただかないと。予算特別委員会に、これだけ集まって、これだけ時間をかけても、この予算がいいかどうか、ちっともわからない。ぜひこういうことを来年は明確にできるようにお願いしたいと思います。答えは求めません。時間がありませんから。

それでは、次の歳入の増加策について伺います。歳入を増加させるためには税源の開拓が必要である。これはもう当たり前のことであります。税源を改良するために、今企業誘致を一生懸命やっています。しかし、なかなか企業誘致は難しい。日本じゅうが誘致しているんですから。仮に企業誘致が成功しても、手元に残る一般財源がふえるのは25%しかないんです。残りの75%は交付税にカウントされて減らされてしまう。手元に残るのは25%。だから、なかなか即効性があらわれない、難しいということでもありますけれども、これは大事なことです。ぜひやっていただきたいと思います。じゃあ、どうするかというと、私は、県が今度定めたブランド戦略。これは本当にいいことだと思う。ないものを望むより、あるものを大事にして税収をふやすわけですから、これはすばらしい事業だと思います。

そこで、この県が決めました、やまなしブランド戦略とは何なのかお伺いいたします。

小松知事政策室長 ブランド戦略の中身を御答弁する前に、委員がおっしゃいましたように、ブランドというのは確立すればそれでいいという話ではないと考えます。ブランドを確立することによって、まさに委員がおっしゃられたように、山梨県の経済を活性化する。そこに結びつかなければ、ブランド戦略も意味がないと考えております。

そこで、ブランド戦略ですけれども、3つ戦略を立てています。一つには、山梨の地場産品とか農産物、こういったものの販路を拡大していく販路拡大戦略。それからもう一つの柱というのが、山梨県自体のイメージをアップする、山梨県の魅力を上げていく。それが2点目。この2つを中心にいたしまして、もう一つの戦略としては、これを下支えするといいますか、補完するような戦略として、口コミを中心としたコミュニケーション戦略。こういう3つの戦略を立てました。

丹澤委員

まず大きく分けて3つありますけれども、2つについて質問します。販路拡大戦略とイメージ戦略。まず、イメージ戦略の方ですけれども、私ども自民党は、幹部の配慮によりまして、東京エレクトロンに、昨年暮れに行っただけです。そうしたら、その幹部がこういう話をしました。東京エレクトロンが東京で説明会をやる。「私の会社へぜひ来てください」「いい会社だ。私の学んだことがそのまま生かせる。ぜひ行きたい。採用してください。ところで、勤め先はどこですか」「山梨県です」「いやあ、済みません、考えさせてください」、こう言って断られてしまう。「このイメージの悪さを何とかしてください」と。「私たちに仙台へ行くなと言うよりも、学生が山梨県に行きたいというイメージをつくってください」と言っているんですけれども、このイメージの悪い原因って何だと思えますか。

小松知事政策室長 イメージの悪いというのは、いろいろな考えとか、いろいろな思いがありますので、なかなかイメージの悪いというのを一言で言えというのは難しいのでございますけれども、一つのデータというのがございまして、日経リサーチが調査したデータがございます。このデータというのが、地域ブランドの調査。その中でイメージの調査というのをやっております。山梨の魅力に感じる点は何ですかという問いの答えですが、魅力を感じる点というのは、自然、それからいやしとか、季節感とか特産品であると。こういう答え。一方、今、御質問にありましたように、山梨は魅力を感じない、要するにイメージが悪いということだと思えますけれども、それは何かといいますと、住民の気質や人柄、あるいは最先端の情報やものが得られていないと。3万5,000人からのアンケート調査をやっている。しかも、日経リサーチですので、確かといいますか、ある程度信用できる調査だと思えますけれども、こういった調査結果が出たわけです。

ですから、今、委員、御質問のように、イメージが悪い原因は何かと言われれば、こういったことかと思えます。

丹澤委員 1人1人の人気の悪さ、人の悪さは直さなければならぬわけですがけれども、イメージをアップしていくための具体的な戦略というのがあったら教えてください。

小松知事政策室長 今回の調査をもとにするというわけではございませんけれども、まずイメージアップは、自然とかいやしというのが山梨県の魅力と言われておりますので、この点を伸ばしていきたい。それから、伸ばしていくのと同時に、いやしとか自然とかという意味では、景観景勝。それから2点目は、この魅力を観光情報に、テレビ番組を使うとか、あるいは情報誌であったり、魅力を情報発信する。それから3点目は、魅力というのは、もともと山梨県自身がそういうものを抱かなければいけないんです。小中学生の段階から郷土学習などからふるさとがすばらしいものだというふうに、県民を挙げて魅力を発信していく、そういった努力、そういうものがある。それから4点目は、先ほどの評価が低いという点です。日経リサーチの調査ではございませんけれども、そういったことを考えますと、県民のおもてなしの心の向上とか、山梨でないといえない情報、つまりワインの情報とか、そういうものを積極的に発信していく。そういう場を拡大していく。こういうふうに思います。

丹澤委員 確におっしゃるとおりであります。先ほど日経リサーチの話がありましたけれども、日経リサーチで、山梨県の宣伝というのをテレビで見たことない。見たことがあるというのが全国最下位。ラジオのCMで、というのが38位、新聞の広告は39位と出ています。雑誌の広告も尻から3番目、45位というふうに、非常に宣伝しないということ。記事自体にも扱ってもらえない。こうして見ますと、宣伝が不足しているということは一つありますね。宣伝には2つあります。一つは金をかけているCM。もう一つはPR。新聞や雑誌の人たちに山梨県のことを扱ってもらう。そして、もっとすごい点があります。キンピールの一番搾り。あれは今、明太子と一番搾り、その前は一番搾りと比内鶏というふうに商品をくっつけている。あれ、会社がつくっている。こういうふうに企業に金を使わないで働きかける方法。それから、PRして、そしてテレビで扱ってもらう。

知事さんは誠実な人柄、もう全身からあふれている。にこやかな笑顔。それから、優しいまなざし。その人相、風体をもって、八王子で桃なんか配っ

ていてはだめなんです。大田市場へ行って売っても、東国原知事には勝てない。その知事さんのにこやかな人柄で、マスコミに一生懸命行って山梨を取り上げてもらう。その方が絶対がいいと思う。知事さん、いかがですか。

横内知事

トップセールスということでやっているわけでありまして、確かに私が大田市場へ行ってやったからといって、どの程度売り上げが上がるかといえば、それはそう大した効果がないと思います。しかし、先頭に立ってそういうことを一生懸命やっているという姿を見てもらうことで県庁職員全体が、「知事があれだけやっているんだから、おれたちも頑張ろう」ということになるし、また、県民の皆さんも、「まあ、県庁さんがあれだけやっているんだから、おれたちもちょっと頑張ってみるか」という思いになるんじゃないかと、そんなことで大田市場へ行ったり、桃の花を配ったりということもやっている。しかし、そればかりやっているわけではございませんで、その他いろいろとやっているところであります。委員の大変に貴重な御指摘もありますので、そういうものも参考にしながらこれからもやっていきたいと思っております。

丹澤委員

知事さん、一番搾りという名前を一番最初に考えたのはアサヒビールなんだそうです。アサヒビールの樋口廣太郎さんという社長さんが、食用油をつくっている会社の社長さんから「一番搾りはいい名前だ。あんたつけたらどうだ」と。会社へ帰った。そうしたら、会社の優秀な社員がこう言った。「いや、社長さん、ビールは搾るんでなくて発酵させる。だから一番搾りというのは適切じゃない。やめた方がいい」。やめたらキリンビールがつけた。爆発的に売れた。「警鐘を鳴らす社員は要らねえ」と。「やっぱりだめだ」と、こう言ったそうです。こういうこともありますので。

次に、販売戦略についてであります。販売戦略を伺います。販売戦略について、どのようにして販売を拡大していこうとしているのか、その戦術を教えてください。戦略は聞きました。

遠藤農政部長

販路拡大戦略といたしまして、まず、農産物の販路拡大についてでございます。果物の特殊性といたしまして、出荷時期が一時期に集中するというところで、農協、団体の系統出荷が基本となります。したがって、国内の販路拡大、国外の輸出の販路拡大も、すべて農業団体と一緒にっております。具体的には、農業団体と県で協議会を構成いたしまして、例えば本年7月には、関西で知事のトップセールスを行うということと、それから全国の主要都市の量販店でやまなし桃の日フェア、これは1,000か所で行う予定でございますが、そのように国内では販促を行います。

また、輸出につきましては、団体の協議会と一緒にしまして、台湾のフードタイペイ、それから香港における食品見本市への出展等で販売拡大を行っていくこととしております。

丹澤委員

この事業は、売るということももちろん大事ですが、まずブランド化するというのも大事なんでしょう。そのブランド化する方法を教えてください。

遠藤農政部長

やはり販売を拡大していくためには、売るべきしっかりしたものがなければならぬ。いい品質のものがなければいけないということがございます。そういう意味で、県産果実のブランド確立のために、まず、高品質で付加価値

値の高い農産物をつくるということで、試験研究機関、果樹試験場におきまして県のオリジナル品種、桃ですと夢しずく、それからスモモですとサマービュート等のオリジナル品種の開発等を進めております。

それから、さらに、本県が全国に誇り得る高品質な農産物、例えばブドウですと種なしピオーネ、スモモですと貴陽等につきまして、県独自の高い品質基準を設けまして認証するように、特選農産物認証制度を活用いたしまして、県全体のレベルアップを図っております。

丹澤委員

もう一つ残してありますので、これはもう本当に残念ですけども、大分の知事さんが「吉四六」というのを売り出しましたね。あのときに、大分の知事さんは経産省から副知事で行きました。そうしたら、熊本のしょうちゅう、鹿児島のしょうちゅうで接待をされて、大分はないのかって言ったら、いや、いいのがありますと。じゃあ持ってこいと行ったら、それにカボスを垂らして飲んだ。こんなうまいものはないと言って売り歩いた。この「吉四六」を東京へ知事さんが持って歩いて一点突破。これで「吉四六」を本当に世界的なブランドに。ニューヨークへ行ったら「吉四六」があったと言って喜んでいましたけれども。

この山梨県でもどういう方法にするのか、ブランド化していくためには大変難しいでしょうけれども、知事さんが先頭に立ってやらなきゃ……やってくれていると思いますけれども、ぜひこのブランド化について知事さんの考えをお伺いしたいと思います。

横内知事

いろいろな方法があると思うんですけども、例えば甲州ワインが、非常に質がよくなって、これはむしろ日本よりもヨーロッパとかアメリカのプロが評価するようになってきている。例えば、前のフランスの大統領のシラク大統領が、自分の退任のパーティに甲州ワインを使ったとか、そういうことがあるわけです。

ですから、単に広告宣伝とか、そういうことよりも、やはり何か、著名人が何か情報発信性のあるようなことをやっていくということだろうと思うんですね。具体的にどうということはないんですけども、そういうことをやっていきたいと思っております。

（土地開発公社経営再建事業について）

丹澤委員

次に、土地開発公社の再建について伺います。知事さん、お尋ねします。借金がありまして、利息のついていない借金と、利息のついていない借金があった場合に、どちらから返しますか。

横内知事

それは利息のついていない方です。

丹澤委員

そうですね。それは、当然、利息のついていない方から。今回、土地開発公社から42億円の土地を買い上げました。この原資は土地開発基金です。この土地開発基金は特定目的基金で、土地しか買えないと今まで僕たちは思っていた。ところが、これを今回の条例改正で一般会計に繰り入れました。つまり、一般財源化しました。それであるならば、土地開発公社は歳計現金を投入することによって、もう1銭も税金はかからない状況になってくる。であるならば、この42億円と赤字を解消するための20億円、合わせて62億円出すわけですが、これは新たな借金に充てた方がいいと、私は思いますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長 この土地開発公社の債務処理については、財政健全化法が成立して全国的に公社や三セクの債務処理が求められている状況や、その債務を確定して、債務処理方針を県民に明らかにすべきというような政策判断などを総合的に勘案して、今回、中長期的な計画のもとで債務処理すべきということを決めたということです。

丹澤委員 つまり、財政運営上から言えば、借金がついているものは、繰上償還ができないのであれば、ことし62億円、起債を発行するわけですから、それに充てれば借金がつかないものができるんですよ。土地開発公社の歳計現金は問題ないと、副知事が再三再四にわたって答えているんですよ。問題ないことをしているわけですから、これはこのまま続けて、62億円を新たな借金に充てた方が少なくて済む。1兆円、どう払っていても同じだと思います。いかがでしょうか。

古賀総務部長 先ほども申し上げましたが、確かに状況的にかなり変わってきており、やはり公社や三セクの債務に対する国民、県民の目が厳しくなっているという社会情勢も勘案する必要があると考えています。この土地開発公社の問題については、米倉山の造成地の問題についても、そろそろ方向性をきちんと考えていく上で、県の保有土地とすることの方がまた選択が広がるとか、そういうことを総合的に勘案して、やはりここで債務処理方針を明らかにすべきと考えたところです。

丹澤委員 わかりました。では、知事さん、ちょっと認識してください。この米倉山の経過は御存じだと思いますが、平成2年2月に頭脳立地法で許可してもらいました。そして、平成2年5月から買収を始めて、70億円で40ヘクタール買いました。そして、もう平成4年には地価の下落が始まったんですよ。それを平成8年まで買い続けた。そして、平成7年に造成工事を39億円かけて行ったんです。70億で買った土地に39億円の造成工事。もう地価が下落してだめだと言っているときに39億、金をかけた。そして、この間に払った利息が43億円。これで合わせて152億円なんです。どこかでだれかが気がついて勇気を持って手当をしていけば、これほどまでの借金にはならないわけです。

（乳幼児医療費助成について）

小越委員 まず最初に子供の医療費助成制度についてお尋ねします。4月から窓口無料化になり、お金の心配なく病院に行けることになり、大変喜ばれています。先日、富士吉田市でも年齢が拡大になりました。大月、韮崎、昭和など県内でも対象年齢が拡大しています。こうした地方自治体、市町村の動きにあわせて、今後、県として医療費助成の対象年齢拡大の考えはあるのかお伺いします。

中澤福祉保健部長 対象年齢の拡大については、窓口無料化の効果等を検証した上で、実施主体である市町村の御意見を十分に伺いながら、検討していきたいと考えています。

（医療について）

小越委員 多くの皆さんに期待されている事業です。そして、年齢拡大はぜひとも検

討していただきたいと思えます。

次に、医療政策についてお伺いします。まず、後期高齢者医療制度についてです。75歳以上は別枠とするこの医療制度は、すべての高齢者から保険料を取る。また保険料を滞納していると保険証が取り上げられる。ほかの年齢の方と同じような医療内容を受けられない。病院への診療報酬が低く、結果として75歳以上の場合、十分な医療を受けられなくなるという、世界に例がない、年齢だけで差別医療をするというものです。

政府はこの後期高齢者について、3つの特性があるとしています。治療が長引き、複数の病気にかかっている。認知症が多い。いずれ死を迎える。こう、社会保障審議会が高齢者の特性について述べています。こうした見解を福祉保健部も御存じだと思いますが、来年度79億円の予算が計上されています。多額の予算でもあります。後期高齢者医療制度についての県としての見解をお伺いします。

中澤福祉保健部長 少子高齢化が進み、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中で、国民皆保険制度を堅持していくためには、高齢者にも応分の負担を求めることにより、世代間の公平性を確保する必要があるというのが今回の医療制度改革の趣旨であると理解しています。国民皆保険制度のもとで、老人医療を将来にわたって安定的なものにしていくために、後期高齢者医療制度が創設されたものと考えています。

小越委員 応分の負担をという話がありました。高齢者にとって、応分の負担とはどういうことでしょうか。国の制度そのままの見解でよいのか、私は大変疑問に思っています。保険料の凍結は扶養されていた方だけです。それもわずかの期間。多くの高齢者は4月15日の年金から保険料が天引きされます。

先日の常任委員会で、この後期高齢者のことをお伺いしました。国と同じ75歳以上の方に対して、高血圧、糖尿病、コレステロールの薬を飲んでいる場合は健診の補助金から外すと答弁がありました。そうすると、健診を受けられる方は、75歳以上の20%しか該当しないと答弁がありました。国と同じでいいのでしょうか。予算でいくとわずか1,900万円の補助金だけです。県も75歳というだけで差別をする。このようなことで、本当に高齢者の命が守れるのでしょうか。

知事は所信表明で、後期高齢者医療制度が導入されて、社会保障関係費が増加すると述べています。このように歳出の問題の一つとして後期高齢者を見えています。昨年と比べて19億円、この医療費が伸びています。国保から移行する、また、医療費の伸びを差し引いても、昨年と比べて7億2,000万円も県の負担がふえる。高齢者にとっても大変な負担です。県にとっても負担です。こうした後期高齢者医療制度に反対すると知事として表明すべきだと思いますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

横内知事 医療費が非常に増大し、とりわけ老人医療費の増大が医療費の増大の原因となっている状況の中で、後期高齢者に対しても一定の負担を求めながら、医療保険制度を安定的に運用していく。そのためにはそれが必要ではないか。いろいろな問題点があることは確かですが、全国統一の制度として国会で成立し、実現した制度ですから、県としてもこの制度が円滑にうまく動くように努力しなければならないと思っています。

小越委員 後期高齢者の方に一定の負担をしていただく。しかし、後期高齢者の方は、

今、大変な生活をしている。とりわけ高齢者の方は、年金からもう介護保険料が天引きされています。これ以上また保険料を払い、そして病院に行ってもなかなか十分な治療を受けられない。こういう制度を許しておく。国の制度だから仕方がないというのではなく、やはり知事は政治家として、こういうものは反対だと表明するべきだと私は思っています。

医療制度改革で医療費を減らすというのは国の目的です。でも、減らすというのは国と事業主の負担だけです。家計の負担、高齢者の負担がふえます。そして、地方自治体の負担もふえる。こういうことですから、知事ははっきりと反対を表明するべきだと私は思っています。

次にもう一つ、公立病院改革のガイドラインについてお伺いします。昨日も質問がありましたが、この公立病院改革のガイドライン、医療は厚生労働省が所管しています。しかし、このガイドラインは総務省が出してきたものです。それはどこにあるか。地方交付税を削減する、これが後ろにあると私は思っています。この立場で県の再編、医療の再編、ネットワークをつくったらどうなるか。経営からしか考えなくなります。県内には4つ、医療圏があります。この4つの医療圏ごとに再編構想をつくると、例えば中北地域、合併前でいきますと甲府、そして中巨摩、韮崎、北巨摩、この広大な地域に県立病院も含めて8つ、公立病院、公的病院があります。県の医療保健計画では、この圏域では、基準ベッド数の見直しで935床減らすということになっています。国はこの医療保健計画の整合性を確保せよと、こうも言っています。

きのうの論議で御答弁がありました。地域の中核病院があること。収支を改善するだけでは問題である。地域住民の医療を守る。こう述べていました。であるならば、935床減らす、この目標にこだわることは大変なことになると思います。計画をつくるのは各自治体、病院を持っている自治体です。それぞれの地域の実情があるわけですから、県が統廃合に積極的に関与していくのではなく、自治体の計画ですから、例えばそれぞれの自治体で、同じ医療圏で、どちらもこの病院を存続したい、この病院が地域になくてはならない、地域の中核医療を担っている、そのように自治体が考えるのであれば、県はそれを認める、この姿勢を貫くべきだと思います。県は自治体の意見を尊重する、この立場をこの場で明言していただきたいと思います。いかがでしょうか。

中澤福祉保健部長 総務省が示した公立病院改革ガイドラインに基づき、公立病院の再編・ネットワークに向けた取り組みを進めるに当たっては、各医療圏ごとの実情を十分に踏まえ、公立病院の設置主体である市町村長や関係者など、当事者が十分に意見を交換し、合意を得ていくことが重要であると思っています。

このため、県は、明年度、二次医療圏単位で設置され、地域の市町村や病院、医療関係団体で構成する地域保健医療推進委員会において圏域内の病院間で相互にどのように機能を分担するかなど、再編・ネットワーク化のあり方について検討していただくことになっています。県としても、この検討が円滑に進められるように努力していきます。その上で、県として、県の再編・ネットワーク構想をとりまとめていきたいと考えています。

小越委員

確認ですが、例えば、中北医療圏の中には7つ自治体があります。この医療圏の各自治体、持っている自治体が、私の病院を、ここの自治体は残すんだ、こちらの自治体も残したい、としたときに、県が采配をふるうのではなく、各自治体の意見を尊重する。この考えでよろしいのか、確認をしたいの

です。そのことをもう1回御答弁をお願いします。

中澤福祉保健部長 当然、当事者同士の間で十分に議論していくことが重要だと思っています。そのことに対して、我々は資料を提供するといったこともやっていきたいと思えます。ただ、このことについては、県が構想をつくるということが前提ですので、県としてもそういうものに積極的に参画していきたいと考えています。

（企業誘致について）

小越委員 やはりそれでいきますと、各自治体の意見を尊重するより、結局、県が上からそれを押しつける、というやり方だと私は思っています。それではやはり自治体の病院を守っていけない。各自治体は自分たちの地域の中核病院です。国会答弁では、一律に押しつけないと、こう言っているんですよ。自治体が存続すると決めたら、県はその意向を尊重する、それが当たり前だと私は思っています。国会答弁にも反すると私は思っています。こうした立場でネットワーク構想を県がすることは押しつけそのものだとは私は思っています。

次に、企業誘致についてお話をお伺いしたいと思います。産業立地活性化事業費で、企業立地計画に基づいて産業の集積、形成、活性化を図るとあります。この産業立地計画には、立地件数63件、出荷額1,557億円、新規雇用3,536人、この数字が上がっています。この数字の根拠をお示してください。

廣瀬産業立地室長 その計画期間5年間の目標数値の根拠ですが、企業立地件数63件は、全国の中でも企業立地が非常に活発な関東内陸県4県プラス本県の立地件数183件と立地可能な面積、これは可住地と申しますが、本県に、ほかの4県を加えた全体の可住地シェアから63件を導き出しています。183件の立地件数掛ける7.9%ということです。

小越委員 出荷額と新規雇用3,536人の根拠はどこでしょうか。

廣瀬産業立地室長 出荷額については、先ほど申し上げた63件、これが関東内陸県は全国的に見ますと、非常に企業が進出する立地が活発な県ですが、それと、本県の業種別の、いわゆるヘクタール単位当たりの出荷額、あるいはヘクタール当たりの従業員数、そういったものをそれぞれ原単位を出し、それに乗じて積算をしたものです。

小越委員 つまり、関東近県、内陸4県の平均だと。そして、この金額、雇用人数については、半端な数ですから、きっと割り算があって、根拠があると思いますが、業種ごとのヘクタール当たりの金額というのは、食品業なのか製造業なのか電子業なのか、とにかくそれがわからないけど63件だと。この63件の根拠は内陸4県と。こういきますと、この計画の基礎そのものの数字が揺らいでくる。どうしてこの数字になったのかわからないんです。本当に63件が来るのかどうか。そして、どんな業種が来るのか、それによって出荷額も違ってきます。どんな工場が来るのかで雇用人数も変わってきます。それがただこの平均値というだけで、これでいきますと、この計画そのものが、裏づけがない数字になってしまうのではないかと私はそう思います。

もう一つ、企業誘致のために平成16年から誘致企業の助成金を出してきました。常用雇用10人以上、県内から5人以上で最大10億円。これまで

15社、27億3,706万円を出してきました。その結果、何人の雇用があったのか、正規社員は何人かお答えください。

廣瀬産業立地室長 助成金の効果という御質問ですが、今まで12社に助成しており、その12社の企業の投資額は200億円を超えています。これにより、増加した常時雇用労働者数は450名。そのうち県内からの雇用は407名ですので、90%を超えているという状況です。

小越委員 450人は正規職員ではなく常用雇用ということは、パートやアルバイト、正規の職員ではないということですね。

廣瀬産業立地室長 常時雇用労働者数というのは、補助金の交付の要件として、直接、企業から人件費が支払われること、週の所定労働時間が30時間以上というような制限の要件を設けていますので、正規とかそういう概念とはちょっと違った面があります。

小越委員 私の計算でいきますと27億円、15社払っていると思います。先ほどの450人は、657人ではないでしょうか。ここは数がちょっと違いますが、今までの計算でいきますと、そのうち県外の企業7社。6社というふうにお話がありましたが、このうちカシオマイクロニクス、これは青梅に本社があります。そのもとはカシオ計算機、大企業です。この県外箇所を入れて、県外7社の場合、19億7,500万円、たしか払っているはずで、そこで389人常用雇用。27億円払って600人ちょっとです。県外が20億円近く払って400人前後。正規かどうかは問わない。助成金の要綱には常用としか書いていないのは確かにそうです。しかし、正規社員ではなくてパートでもアルバイトでも非正規でもいい。それで雇用の確保につながるのでしょうか。たくさん助成金を払っているわけです。1人当たり400万、500万ぐらいの助成金になるとと思いますが、正規雇用は何人なのか、若者雇用はどのくらいいるのか。定着はどのくらいしているのか。助成金出しているんですから、こういう聞き取り調査をするべきではありませんか。

廣瀬産業立地室長 この助成金の交付に当たり、まず事業計画そのものを私どもで認定するという作業がありました。その後、助成の予算枠を計上するため、実際に申請に基づき実地検査をやります。その段階で、具体的に給与を支払っているという台帳をもとに、常時雇用労働者数を特定しています。そして、さらに、お金を払うときには、その方が県内から雇用されているという証拠として、実際に戸籍の写しをつけてもらいます。そういった報告をもとに数を特定しており、正規云々ということではありませんが、雇用の面で効果があるようにということで、いわゆる雇用保険の被保険者に該当する段階での常時雇用労働者を把握しながら交付しているということです。

（雇用問題について）

小越委員 私はやはり、非正規か正規かは大事な問題だと思います。そこでお伺いしたいのですが、山梨県内の非正規雇用、派遣労働は、どのくらい人数がいて、どのように把握しているのかお示しいただきたいです。

横森商工労働部長 非正規労働の実態ですが、就業構造基本調査によれば、本県の雇用者は、33万3,600人います。そのうち非正規職員の数はパート、アルバイト、

派遣社員、契約社員、その他とありますが、パート自体は5万4,000人ほど、アルバイトは2万3,000人、派遣社員は3,000人ほど、契約社員とその他をあわせて2万人ほどおり、これらを合計すると、非正規雇用者の数は10万2,400人となり、全体の雇用者の数から割り戻しますと30.7%という実態です。

小越委員

今の報告でも3割が非正規なんですよね。私は、それは多分、総務省の就業構造基本調査だと思いますが、今、国会でやっていたり、テレビに出ているのもうちょっと違う資料でして、厚生労働省が昨年12月28日に発表した派遣労働のところでいきますと、派遣労働者対前年26%の増加、321万人という数字があります。ぜひこの数字を使うべきではありませんか。先ほど部長がお話ししたのは平成14年です。大分前の話です。しかし、厚生労働省はこの派遣労働のことを調べています。もう発表もしています。どうしてこの数字を使わないのかという気が私はします。

それによると、国会でも答弁していますが、全国派遣労働321万人、山梨では1万2,588人、この数字をぜひつかんでもらいたい。ここをつかまないとということ自体がこの雇用政策についての考え方が後退していると私は思っています。この調査によると、県内でも前年度に比べて派遣労働者は2倍です。2003年度が3,144人、2006年度は1万2,588人、4倍です。派遣事業所の売り上げについては214億円、2003年度の40億と比べて5倍以上です。こんなに派遣がふえています。売り上げもすごい伸びている。そして、派遣の料金、派遣先から会社に入るお金は、8時間で1万5,577円。しかし、派遣労働者がもらう賃金は1万571円。1日派遣労働者1人派遣するだけで5,000円会社にお金が入ります。つまり、それだけ派遣労働者は賃金カットされています。これ、全国平均ですから実際には7割カット3割賃金とも言われています。

先ほど答弁がありました。全国でも、山梨でも、非正規は3割も超えています。70%が200万円未満だと言われています。この実態の把握のために、山梨県として、どこがどのぐらい予算をかけているのでしょうか。お示してください。

横森商工労働部長

実態把握については、確かに平成14年度の総務省で行っている就業構造基本調査の内容をお話ししましたが、5年に一度やっており、去年の10月に実は実施をしています。本年の7月にその調査結果が出るということですので、その最新版をまた活用したいと思っています。

それから、この予算的な問題ですが、非正規から正規化することで対応しているわけですが、今回の20年度予算については、47ページあたりに正規化のための予算が載っています。まず、人材紹介バンクやまなしの運営事業費で1,019万4,000円ほど載っています。これは中高年齢者や女性の正規社員の就職を支援するためのもので、職業紹介を実施するものです。また、人材確保戦略研修会開催費があり、75万ほどですが、これは事業主に対して正社員雇用の必要性を研修するものです。あとは大学や高校に対してキャリアカウンセラーを派遣するジョブカフェランチや、若者の正社員就職を支援する若者チャレンジバックアップ事業などをジョブカフェやまなしで行っていますが、その金額を2,777万9,000円ほど計上しているところです。

小越委員

それは、企業に対する、どうやったら企業に雇ってもらえるかという、県

の雇用対策として考えられているのは、企業にあわせた就労対策です。労働者の実態がどうなっているのか。今、労働者の実態は、派遣の皆さん、もう大変な状況です。そして、正社員になったとしても過労死を生む。そして、偽装保険の問題。大変なことが今、全国で行われています。この前、国会で福田首相がこう言いました。「非正規雇用は問題がある。望ましいものではない」。そして、メールマガジンでも、非正規社員の待遇改善や正社員化を経済界に呼びかけています。こう福田首相も言っています。

知事にお伺いしたいと思います。知事はこの非正規労働の実態をどう考えていますか。そして、この把握をしない限り県としての対策が出てこないと思います。知事は、制度がない、前例がない、金がない、これを言いわけにするなどおっしゃっています。山梨県内に、36万人労働者がいます。労働者の県でもあります。非正規が3割、10万人を超える。この事業所の聞き取り調査や実態把握、予算をかけるべきだと思いますが、知事の非正規労働に対する考えとあわせて御答弁をお願いします。

横内知事

企業が世界的な競争にさらされている中で、非正規労働が増加してきたという経緯があるわけです。しかし、最近の傾向として、非正規雇用の正規雇用化という動きも一部の企業の中には起こってきていますし、そういう方向に社会全体が行くことは望ましいことだと考えていますから、県としてもそういう方向を助長するようにやれることはやっていきたいと思っています。

小越委員

やれることはやっていきたいというふうに今、知事から御答弁がありました。ぜひとも、労働局任せにしてもらいたくない。これは県の大きな施策です。3割もの方が非正規で、もし子供さんがいらっしゃる方はどうなりますか。若い人はこれから将来どうなりますか。ぜひつかんでもらいたいと思います。

それで、例えば、茨城県では県として、高校3年生、卒業の子供さんに労働法制の問題のパンフレットをつくりました。山梨県でもぜひつくってもらいたいのです。とりわけ青年の方、高校卒業のときには正規かもしれません。しかし、定着しなくて派遣や請け負い、パート、ニート、フリーターになる可能性があります。そのときにでも、アルバイトしていても有給は取れるんだよと、こういうようなパンフレットもぜひつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

横森商工労働部長

労働法制の周知ということだと思いますが、労働に関する法律や制度の解説をしたハンドブックやパンフレットを配布したり、年に6回発行している情報誌「やまなし労働」を市町村や企業等に配布し、その中で法制等を啓蒙しています。また、県のホームページの中にも基本的な労働関係法規や各種の制度などの情報をわかりやすく紹介した「山梨で働くあなたへ」やパンフレット等も掲載して周知をしているところです。

（中小企業振興策について）

小越委員

茨城では、3万部つくって18万円だったそうです。ぜひ山梨でも実現をしてもらいたいと思います。

次に、中小企業の振興策についてお伺いします。地域の暮らしを豊かにする中小企業の振興、長期的視野に立った産業活性化方策について検討する懇話会設置事業費がありますが、この懇話会は何をやるのでしょうか。

横森商工労働部長 産業活性化懇話会は、社会経済状況の変動を踏まえ、長期的視野に立った産業活性化策について有識者等と検討し、その結果を施策展開に活かし、本県経済の活性化につなげるためのもので、必要に応じてテーマを設定します。そのテーマに応じてメンバーを設定するというやり方をしており、明年度、20年度については、県域を越えた広域産業連携をテーマに、中央道沿線の諏訪地域及び多摩地域との連携強化による本県産業の振興方策について、関係機関及び有識者と検討を行う予定です。

小越委員 テーマに沿ったというのではなくて、これ、長期的視点に立った産業活性化と書いてあるんですね。そこで知事にお伺いしたいのですが、知事は、経済財政会議で、中小企業を中心に依然として経済不況にあると述べています。そして、次々に観光、農業、産業立地、どんどんプランをつくりました。しかし、この中小企業政策はどうでしょう。県として中小企業を振興する理念、責任、責務、そういうものをつくっていないと私は思います。地場産業振興条例がありますが、製造業だけでなく、もっと大きい立場から中小企業振興条例をつくるべきではないかと私は思っています。

例えば、埼玉を皮切りに青森、福島、8県つくっています。1999年の中小企業基本法改正で策定から実施まで地方公共団体の責務になっています。千葉県では中小企業振興は地域の活性化につながる、大企業の役割、地域貢献も書いています。知事が基本理念にのっとって基本方針を決める、その財源をちゃんと確保するということを書いてあります。

県政全体の位置づけにこの中小企業を位置づけるのであれば、基本理念を持った、こういう条例を含めて考えるべきだと思います。この問題は、全国商工団体連合会や中小企業家同好会も制定を訴えているのですが、山梨県でもこういうことを考えるお考えは知事、ありますか。

横森商工労働部長 中小企業振興条例を制定したらどうかということですが、本県においては、商工業、サービス業の振興を目指す産業振興政策の体系を定めた山梨県産業振興計画を平成16年に策定し、県産品の消費拡大や県内の中小企業の取り組むべき新技術や新製品の研究開発に対し助成などを行っており、あるいは産学官連携の情報ネットワークづくりなども、こんな計画のもとでやっています。

また、ほかの産業についても、戦略的産業ビジョンを平成16年度に策定して横断的に取り組んでいるところで、今後ともこの産業振興計画と戦略的産業ビジョンに基づいて、市町村や商工団体と連携して、中小企業の活性化のための施策を進めていきたいと考えています。したがって、現時点では条例制定の考えはありません。

小越委員 それでは中小企業を振興する立場に立てないと私は思います。中小企業が山梨県の経済を支えているんです。それは知事も御存じですね。そういうふうに認識しているとおっしゃっています。基本理念がないままに個別のテーマだけをくっつけても、まちづくり全体を含めることができないと思います。ぜひこれは知事の責務として、ぜひとも中小企業の振興策を考えてもらいたいと思います。

企業誘致をして税収をアップするとよく知事がおっしゃいます。しかし、今、大企業が大もうけをしているときに、逆に私たち国民の暮らしはよくなりません。知事はそれと同じようなことを、この山梨県でやろうとしているかもしれませんが、これではよくなりません。県内の中小企業の活性化、そし

て家計を応援する、この立場に県政の転換を求めることをお願いして私の質問を終わります。

（自殺予防対策について）

仁ノ平委員

本会議に引き続き、ラストバッターです。本会議、常任委員会、そして予算委員会と、先輩議員、委員に予算案をさまざまに論議され、一体何が残っているのかと、大変不安ですが、気を取り直して頑張ってお話を務めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、自殺対策です。先ほどもほかの委員の方からも質問が出ましたが、私も触れたいと思います。

予算概要74ページですが、来年度予算で、先ほど知事が、他県に比べて遜色ない計画をつくり上げたとおっしゃいましたが、まことに充実した自殺対策が初めて予算案で出てきたことを大変うれしく思っています。既に自殺者数は交通事故死の年間4倍です。そして、本県は自殺率がここ3年全国トップの伸び率と、大変残念な経過があります。では、ほかの県はどうかといいますと、ここ3年間、35の県で自殺率は減っているわけです。ふえていた8つの県の1つで、しかも4%というのは断トツです。なぜ山梨で自殺が多いのか、私にはわかりませんが、ともあれ、自殺対策基本法、大綱ができたところで、本県も真剣な対策が望まれるところです。

そこで、まず初めに伺いたいのですが、本会議で私は、本県の自殺の実態というものを問いました。そうしたところ、経済問題、健康問題が原因の人が多く、男性が多い、中でも中小企業の方や自営業者が多く、そして、うつ病にかかっていたことが多いとの御答弁があったのですが、どのような調査研究のもとに、このような本県の傾向が出てきたのか、まずそこを伺いたいと思います。

中澤福祉保健部長

昨年度、精神保健福祉センターにおいて、人口動態統計の死亡小票のデータを独自に集計し、年齢、職業、疾患の有無等を分析しました。この結果、本県の自殺者は中小企業従業員等が比較的多いこと、また、うつ病にかかっていた人の割合が高いことなどが判明し、今般の自殺予防対策予算をまとめる上で重要な資料となりました。

また、本年度、市町村の住民基本健診において保健所が実施したうつ病のスクリーニング調査の結果も分析しています。それによると、心の健康を害している可能性があり、さらに詳細な検査が必要とされた者の割合は若い年代ほど高い。また、うつ病が疑われる者の割合は女性の方が高いが、自殺のリスクがより大きい者の割合は男性の方が高いといったような結果も得ています。

仁ノ平委員

そのような大がかりな調査は、初めてだったと思います。それ以前は教育厚生委員会でも、警察の方に総務委員会で伺っても、とにかく統計がないんだと、実態がわからないんだと、それで対策もいかなものかという答弁を繰り返してしまっていたので、この調査研究というのは大変大事だと思っています。そして、続けるべきだと思っています。自殺について、実は私は、県内の地域の特徴、特徴、地域格差もこの問題はあるのではないかと考えているのですが、そういうことも含めて来年度以降の調査研究は予定があるかどうか。ぜひしていただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

中澤福祉保健部長

来年度は同じく精神保健福祉センターにおいて、「地域全体で進める自殺

予防」をテーマに、自殺死亡率の高い地域、低い地域及び上昇している地域、3地域、これは市とか郡の単位で考えていますが、選定して、住民意識調査を行って、年齢構成、産業構造とあわせて各地域の特性を分析する地域診断を実施する予定です。これにより、それぞれの地域において心の健康に関する問題を抱えているのはどのような年齢、職業、家族構成の人たちか、あるいはそうした問題について、みずから、あるいは家庭や地域で解決できているのかなどを把握し、地域の実情に応じた相談体制のあり方など、心の健康問題に関する解決策を探り、自殺予防につなげていきたいと考えています。

仁ノ平委員

私がこの実態調査についてここで伺いましたのは、来年度、確かに自殺対策、充実しています。遜色ありません。進んでいる他県に比べて遜色ないのですが、ぜひ、本県の実態にきちんと向かい合って、実態に即して事業を展開していきたいという願いがあるからです。本県の来年度以降の施策がどれほど県民の実態とマッチしているのか。どこが必要がない事業だったのか。さらに何をしなければいけないのか。確かに他県に遜色ないプランが提案されていますが、実態に即した自殺対策をお願いしたくて、2つのことを伺いました。

さて、もう一つです。本県が高かったのは自殺率の伸びですが、実は、自殺率が本当に高いのは秋田県で、10年連続です。その秋田県は残念ながら、それほど効果を上げていません。一生懸命な取り組みがありながら効果を上げていない。しかし、モデル市町村を設けて、秋田大学を中心にモデル市町村についての取り組みをしたところ、秋田県の自殺率は横ばいですが、市町村での取り組みをしたところは自殺率をどんどん下げている。そういう実態があります。本県でも、県がというよりは、県民により身近な市町村と県が連携をして、きめ細かな対応が今後必要と考えますが、その点、いかがでしょうか。

中澤福祉保健部長

御指摘のとおり、自殺予防対策には、住民に身近な市町村の取り組みが重要であると思っています。そのため、本年度設置した、いのちのセーフティネット連絡協議会では、市町村の代表の方にも参加をいただき、意見交換もしています。また、来年度予算でお願いしている地域セーフティネット連絡会議は、保健所ごとに管内の市町村、あるいは民生委員・児童委員協議会等の関係機関が、その地域の自殺問題に関する情報、意見を交換する場として設けたいと思っています。

また、こうした機会を通じて、来年実施する地域診断の結果も踏まえて、県と市町村で自殺予防対策に関する問題意識を共有し、市町村の取り組みの強化を促していきたいと考えています。

（看護師の確保対策について）

仁ノ平委員

私は、なぜ山梨で自殺が多いのかよくわかりません。あたたかい近隣の関係があり、無尽が盛んで、健康長寿日本一の山梨県です。横のつながりがあり、地域の結びつきがあり、生涯スポーツが盛んな本県でなぜ全国トップの自殺率をあげてしまっているのか皆目検討がつきませんが、今回の質問でお願いしたかったのは、実態に即した対応、そして市町村との連携のもとに進めてほしいということで質問させていただきました。

次に行きます。2番目ですが、看護師の確保対策について伺います。県内では看護師が不足していると聞いていますが、実際どれくらい不足し、今後どのように確保していくのか、その施策をまず伺いたいと思います。

中澤福祉保健部長 平成18年に策定した山梨県看護職員需給計画では、平成19年時点で9,024人の需要に対して203人の不足を見込んだところです。しかし、平成18年度診療報酬の改定により、手厚い看護を確保することで高い診療報酬が得られる、いわゆる7対1入院基本料が設けられた影響により、看護職員の需要が非常に高まっています。

また、結婚、出産、病気などにより離職も多い職場であることから、計画見込んでいた数値以上に、看護の現場においては確保が厳しい状況ではないかと認識をしています。

このため、今後も看護師の養成、潜在看護師の再就業、離職防止、1日看護師の体験事業などの普及啓発活動、看護職員の資質向上の5つの対策を柱として看護職員の確保に取り組んでいきたいと考えています。

仁ノ平委員 そこで、看護師の確保対策として提案されている新規事業について伺いたいのですが、予算概要78ページで、まず就業環境改善アドバイザー派遣事業が提案されています。これは職場環境の改善により、看護師を確保するものであるとのことですが、どんな課題が現在、看護師の働く場にあるのか、まずそれを伺いたい。

中澤福祉保健部長 看護職員の確保を図っていく上で、中途退職者が多いということが非常に問題になっています。この理由を見てみると、結婚、出産というのがありますが、勤務する病院に目指す看護が実践できる体制が整っていないことなどが挙げられており、特に近年は勤務する病院の看護の質への不満、あるいは看護業務マニュアルや院内研修計画が整っていない等を理由に中途退職する事例が増加しています。

こうしたことから、離職防止のために各病院において看護管理体制や教育研修体制の充実を図って、魅力ある看護職場づくりに取り組んでいくことが看護環境の課題であると思っています。

仁ノ平委員 そのような看護師を取り巻く職場の実態に課題があり、それをこの新規事業で改善していくんだということですが、この事業でどのように改善していくのか、そこを伺いたいと思います。

中澤福祉保健部長 明年度は10か所の病院に対してアドバイザーを派遣し、病院の課題、それぞれありますから、それに応じた具体的な改善策を提案し、改善に向けた助言を行うということで、1施設当たり8回ほどアドバイザーを派遣したいと思っています。

派遣に当たっては、看護研究の取り組み方法を習得したい、あるいは感染症対策の充実などにより、安全に看護を提供できるよう業務改善をしたい、いろいろそういう病院の要望がありますので、大学の教員や経験豊富な看護職員などをアドバイザーとして選定し、研究体制の整備、あるいは看護管理体制の充実のお手伝いをしていきたいと思っています。

また、ただ行くだけではなくて、この課題に対する改善目標を設定し、活動後に達成度を評価することとして着実に成果が出るようにしていきたいと考えています。

仁ノ平委員 成果が上がることを期待しますが、もう一つ、看護師対策ということで新規事業が提案されています。認定看護師養成・派遣支援事業、これも看護師

対策として提案されているのですが、水準の高い看護師を養成しようとするものだと思っています。これによってどう看護師確保に結びついていくのか、そこを伺いたいと思います。

中澤福祉保健部長 認定看護師、これは日本看護協会が認定するもので、がん看護や緩和ケア、あるいは救急看護等の特定分野において、熟練した技術や知識を有して、水準の高い看護の実践・指導・相談を行うことができる看護師です。この予算でお願いしている事業は、県の看護協会が実施する認定看護師の養成・派遣事業を支援するもので、水準の高い看護を実践しようとする病院が、認定看護師を養成することにより、みずからの施設の看護の質が高まり、意欲的に看護に取り組む職場環境を整えることができると思っています。

また、この認定看護師を登録するのは県看護協会ですが、ここで認定看護師を、認定看護師のいない病院に派遣することにより、県内各地の看護水準を高めるということもねらっています。

こうしたことにより、県内医療機関の看護業務の改善が図られ、看護現場の活性化や魅力ある職場づくりにつながり、看護師の確保・定着に結びつくものと期待をしています。

（教育振興基本計画の策定について）

仁ノ平委員 産科医、小児科医不足を中心に医師確保の問題がずっと議会でも論議されてきたわけですが、看護師対策も大変重要な問題だと思っています。そして、今回、この2つの事業を勉強させていただきながら、私は気づいたのですが、これは見方を変えると女性労働の問題だなと気がつきました。看護師さんは、もちろん男性もいますが、多分9割を超える方が女性だと思います。そして、女性たちは、看護、介護、養育、保育、主にケアの部分で一生懸命働いていますが、このように女性たちの職場環境を改善すること、あるいはそのやりがいの向上にまでタッチしていくこと、そこまでしなければ人が離れていくという厳しい現実ですが、これまで女性たちの職場はケアであり、3Kでした。看護師確保でありながら、これは男女共同参画の事業でもあると私は思います。県が一丸となって条例を持ち、男女共同参画を進めていますが、それは男女共同参画課だけが参画と言っているだけで進むものではなくて、このようにほかの課の、ほかの部の事業の中にたくさんの、一生懸命やるべきことが男女共同参画を進めるのではないかと、このことを勉強しながら思いました。

ぜひそのような視点で全庁的に御自分のところの事業を見直していただき、今回、本会議でも、この予算特別委員会でも、男女共同参画に関する質問は出なかったのですが、あえて県の進めるすべての施策の中に、ユニバーサルデザインと同じように男女共同参画の視点を持っていただきたいと、そのことを最後に申し上げたいと思います。

次に行きます。3番目。教育振興基本計画の策定について伺いたいと思います。5年前、議員になったときに、現計画の概要版と本編をいただいたのですが、その現計画はたしか平成25年までとなっています。なぜ、今ここで新たな計画を策定するのか、そこから伺いたいと思います。

・瀬教育長 現在の山梨の教育基本計画は、御指摘のとおり平成25年までの10年間を計画期間として、平成16年3月に策定されたものです。国においては平成18年12月の教育基本法の改正に始まり、平成19年6月にはいわゆる教育改革関連3法の改正が行われるなど、教育の枠組みに大きな変革がなさ

れたところですが。一方、県では、昨年末に策定されたチャレンジ山梨行動計画において、「はぐくむ山梨」の実現に向けた教育に関する施策の方向が示されたところです。

また、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、新たな時代をにらんだ教育施策の展開が求められています。改正教育基本法では、地方公共団体は国の計画を参酌して、その地域の実情に応じた計画を策定するよう努めなければならないと規定しています。国においては近々、教育振興基本計画が策定される予定です。

これらを勘案し、ふるさとを愛し、世界に通じる人づくりを進めるため、具体的な取り組み方策や課題等を示した教育振興の基本となるべき計画を策定することとしています。

仁ノ平委員

子供たちを取り巻く教育環境、あるいは国の教育法制の変化などで、今回、現計画を5年で打ち切って来年度新たに策定するのだと理解しましたが、新たな計画は本県の計画の中でどのような位置づけになるのか、これまでとは違うのか、その辺を御説明ください。

・瀬教育長

新たな計画は本県教育振興の基本となる計画です。このため、策定に当たっては、知、徳、体の調和のとれた人間の育成を基本に据え、地域全体で学校を支える、あるいは、社会全体で教育に取り組む等の視点で考えることが重要です。また、今回改訂される学習指導要領の、生きる力をはぐくむという基本理念の実現のため、基礎・基本の徹底、知識・技能を活用する学習活動の充実、学習意欲の向上や学習習慣の確立、キャリア教育・道徳教育の充実、体力の向上と健康的な生活習慣の形成等を施策に反映させていきたいと考えています。

計画期間は10年先を見通しつつ、平成21年から平成25年度の5年間で予定しています。

仁ノ平委員

具体的施策として、例えば有害サイトの問題であるとか、外国人児童生徒の問題なども今後検討していくと聞いているのですが、それによろしいのですか。

・瀬教育長

はい、そうです。

仁ノ平委員

それを確認した上で進みたいのですが、現計画を改めて見たところ、策定委員の先生方のお名前が最後にありました。とっても立派な先生方ばかりなのですが、そのように本県の基本、バイブルとなる計画ですので、一生懸命つくる必要があるだろうと。そして、策定委員には、例えば地域で学校をみんなで応援していくんだという新しい視点、あるいは企業にも加わっていただくという新しい視点、あるいは有害サイト、私は有害サイトは全部規制するだけではなく、子どもたちに情報リテラシーといいますか、判断力をつけることが、全部規制することはできませんので、そういう視点も必要だと思っていますが、あるいは外国人児童生徒の養育という新たな問題、そういう、本当に新たな問題が出てきているからの改正であるので、そういうことわかる人、専門家をぜひ委員に入れて、一般の先生であっても有害サイトやインターネットの問題について先生方に講演している方もいます。そういう生きのいい委員さんをぜひ加えて、県民の関心と呼ぶような計画づくりであってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

・瀬教育長

策定委員会の委員の構成については、教育界、産業界の有識者はもとより、文化・福祉関係者等、幅広い層の方々から広く御意見を伺うことができるよう、人選に努めていきたいと思えます。

仁ノ平委員

この問題での最後になりますが、実は、これから10年間の本県教育の基本バイブルとなる計画が提案されていながらかつであったなと反省もして今回取り上げたわけです。もちろん、学級編成、少人数学級の問題、あるいは入試改革、高校制度改革、どれも大事なことです。制度は中身と、当然結びついてあるのですが、本県の子供たちをどう育てていくのか。もちろん食育もしなければいけない、禁煙教育もしなければいけない、体力もつけなければいけない、学力もつけなければいけない、たくさん、たくさんの課題はありますが、そのもっと前の話、本県の子供たちをどう育てていくんだという議論を議会でもしなければいけないし、県民、議員、保護者を巻き込んで、ここはひとつ議論を巻き起こしての計画づくりであってほしいと私は願っています。その点、いかがでしょう。

・瀬教育長

計画策定段階における県民への周知については、保護者や教員を対象に1,000人以上に県民アンケート調査を実施します。また、県教育委員会のホームページを活用し、策定委員会の検討状況をお知らせするとともに、県民からの意見を寄せてもらうコーナーを設けることを検討していきたいと思えます。このようなさまざまな機会を通して周知を図り、広く県民の意見をお伺いしていく考えです。

策定後については、施策の基本的方向や特に重点的に取り組むべき事項について周知徹底を図っていきたいと思えます。

（地球温暖化対策について）

仁ノ平委員

この問題で終わりにしますが、ぜひ明年度はみんなで本県の子供をどう育てていくんだという骨太の議論を展開したいなど。この計画づくりとともにみんなで議論していきたいものだとつくづく思っています。

次に行きます。予算概要94ページ、地球温暖化対策について伺います。たしか、武川議員への知事答弁だったと記憶するのですが、民生部門などで温室効果ガスの排出量が大幅に増加していると。これが現計画の目標値を達成できなかった大きな原因だとの御答弁がありました。民生部門で排出量が大幅に増加したというのは、もう少し具体的に伺うとどういうことで、民生部門などというのはどういうことでしょうか。ちょっとそこを御説明ください。

今村森林環境部長

本県の温室効果ガスの総排出量の推移を見ると、全体では20.1%という数字となっておりますが、大幅に伸びたのは基準年の1990年から2000年までの10年間で19.8%と、非常に大きく伸びており、その後においてはそれほど伸びにはなっていません。

民生部門の中で家庭系ということになると、世帯数の増加やいわゆるライフスタイルの変化などによる電気の使用量や灯油等の使用量が大幅にふえてきています。それから、オフィス系では、事業所、店舗などの大型化やコンビニ等の24時間営業というような状況もあり、非常に伸びています。また、運輸部門についても自動車の保有台数が大幅にふえているということもあり、全体として伸び率を押し上げているという状況になっていきます。

仁ノ平委員　それらの大きな課題、問題が、新たにつくる計画の立ち向かわなければいけないところかなと思うのですが、それらのことに対応するために、新しい計画では、どのように取り組んでいくのか、そして、一番大事なことは、どう実効性を担保するかということです。そこをどうぞ御答弁ください。

今村森林環境部長　来年度策定する温暖化対策条例の中で、まず県民、事業者、県等の責務を明確にし、実効性のある対策を示していきたい。それに伴って温暖化対策の推進計画をつくっていききたいと考えています。

この実効性のある対策というのは非常に難しく、これまでの古い温暖化対策の計画がありますが、これらについても全体的な啓発的な事業ということでやってきましたが、これはなかなか進まなかったということもあります。そういうことで、各事業者ごとに、例えば計画づくりをしていただくとか、それから一番重要なのは、各家庭で取り組みを強化するような、そういう対応を積極的にしていきたいと考えています。

仁ノ平委員　さて、本会議でもありましたように、環境チェックシートを全戸配布することです。30万を超える世帯が本県はあるかと思えます。そして、大変難しいと思うのは、これだけ情報がある中で、はんらんしている中で、我が家に配られたときに、私はちゃんと活用するだろうか大変心配なんです。どれだけ魅力ある内容にするのか。そして、レベルはどの程度のところにするのか。どう県民に関心を持っていただき実践に結びつけるのか。配るのは大変いいんですが、どう有効活用させ、CO₂の削減にまでもっていくか、大変大きな課題だと思います。

そのところ、ぜひ、一生懸命やらないとむだ遣いになってしまう。うまくいけば1人の100歩より100人の1歩ですのでね。地球温暖化対策はですね。そのところで大事な来年度の施策だと思います。どう魅力ある環境チェックシートの中身にし、配布するのか、御答弁ください。

今村森林環境部長　環境チェックシートについては、これは全戸配布ということで、各自治会等を通して、33万世帯に配っていきたいと思っています。また、この「魅力ある」というところはなかなか難しいのですが、実践結果などの報告を受けるといような形の中で、エコライフ宣言や、その成果について県のホームページで公表するといようなさまざまな取り組みをしていきたいと考えています。

仁ノ平委員　ぜひ注目して、中身、配布方法、県民の行動にどう結びつくか、見ていく来年度にしたいと思っています。

最後にちょっと「えっ」と思うかもしれませんが、環境チェックシート、家の中のCO₂削減、私、これ、男女共同参画の事業だと思っているんですが、女任せにしないで、男性も家の中のCO₂の削減に取り込む、そして男性にも事業所でも会社でも取り組んでいただく。家庭の中でも取り組む。男女共同参画だと思いますが、時間切れ。

討論

小越委員　平成20年度一般会計の反対討論を行います。
横内県政2年目の予算では、県民の長年の願いであった子供の医療費、ひ

とり親、重度障害者の医療費助成の窓口無料の実施、県単独の68、69歳医療費助成制度の件、中学1年生の35人学級などは評価するものです。しかし、新年度予算は外発型の企業誘致政策による産業活性化に重点が置かれ、今、困難に直面している県民を救おうという姿勢がありません。国の大型公共事業路線に沿って進めてきた多額の借金による財政難のつづきを県民に押しつけようとしています。米倉山へ110億円の税金投入を決める一方で、敬老祝い金の大幅削減など、行政改革の名による住民サービスの低下などが典型的です。以下、主な理由を述べます。

第1に、さらなる社会保障の負担増です。4月からの後期高齢者医療制度は、75歳以上すべての高齢者から保険料を取り、滞納すれば保険証を取り上げられ、医療内容も制限されるというひどいものなのに、反対の意思表示もせず、特別な手だても取らず、逆に健診対象を20%まで削減するなど、高齢者の命を削る施策です。

第2に行政改革の推進です。敬老祝い金は100歳と最高齢者だけに限定、わずか230人程度、1万5,000人も削減です。

第3に国の施策の推進です。療養病床722床の削減、経営面からだけの公立病院の統廃合の推進など、国の医療費政策に沿ったものです。

第4に、産業活性化は企業誘致に特化し、山梨県を支える中小企業の施策は従来の枠を超えず、労働政策は企業が求める人材育成に重点が置かれ、非正規労働者を初め、労働行政にはほとんど予算がありません。農業政策は国の政策そのままに、大規模農業支援を推進し、山梨県の農業経営の主力である家族経営を支える視点が欠落しています。農業政策そのものの予算は全体の3分の1に過ぎず、これでは農業振興は図れません。

第5に、土木費を削減したといっても、新山梨環状道路や西関東連絡道路など、高規格道路建設は温存し、地元の中小建設業者が主な仕事となる県単独事業を削ったために、中小建設業は経営危機に陥っています。公共事業を地域密着型に切りかえなければ、借金は膨らみ、地域経済も回りません。

最後に第6に、同和事業は終結したといっても、焦げついている住宅新築資金貸付事業は、全く支払わないゼロ償還が甲府市では88人もいるなど、その分を住民の税金で穴埋めし、市町村が県に支払っているものです。事業は集結したとしても、貸付資金完納は平成39年までかかるというものであり、自治体住民の税金でこれ以上穴埋めすることは許されないものです。これまでの県のあり方とともに、抜本的な改革が問われるのです。

以上、反対討論です。

採決

- 第22号 平成20年度山梨県一般会計予算
- 第23号 平成20年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- 第24号 平成20年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第25号 平成20年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 第26号 平成20年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
- 第27号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算
- 第28号 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第29号 平成20年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第30号 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第31号 平成20年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

- 第32号 平成20年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第33号 平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
- 第34号 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算
- 第35号 平成20年度山梨県営電気事業会計予算
- 第36号 平成20年度山梨県営温泉事業会計予算
- 第37号 平成20年度山梨県営地域振興事業会計予算
- 第38号 平成20年度山梨県営病院事業会計予算

全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。

以 上

予算特別委員会
副委員長 皆川 巖